

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
16mm 1 2 3 4 5

5649
SA 63

產業情勢研究會編

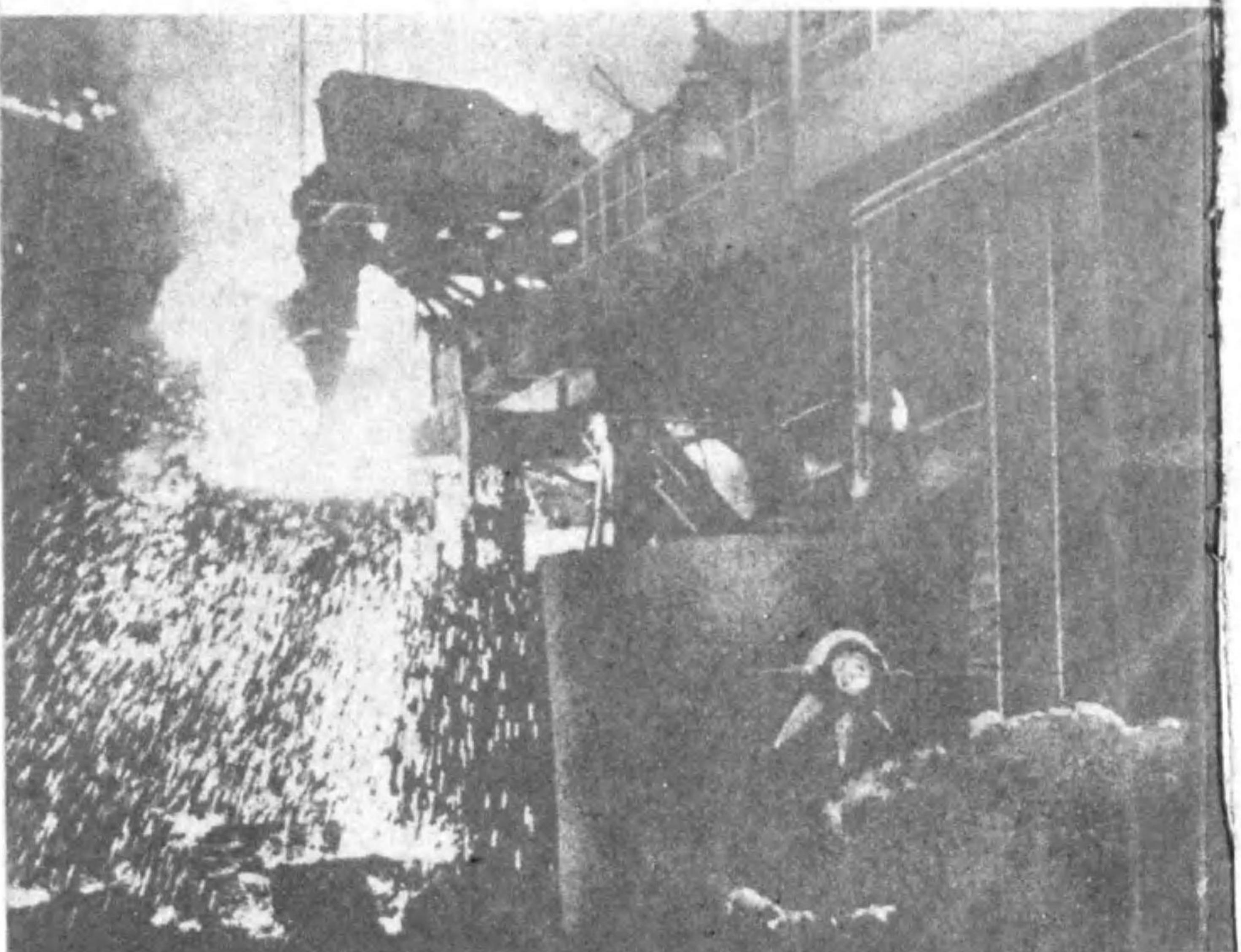
鐵鋼統制資料 鐵鋼統制便覽

テト2N-40

銅統制便覽

917
360

鐵鋼統制資料



產業情況勢研究會



覽便制統鋼鐵

564.9
SA63



編會究研勢情業產

917
360

鐵鋼統制便覽目次

一、統制法規

關係法規	一
鐵鋼統制規則	一
鐵鋼統制規則による制約	一

二、統制機關

生産、原料統制機關	四
配給統制機關	五
需要統制機關	六
需要統制機關一覽表	六

三、鐵鋼統制會

輸入鐵鋼原料の補償	三
製鐵用輸入原料配給等統制令	三
銑鐵補償	三
統制機關の買取賣渡方法	三

四、鐵鋼原料統制株式會社

沿革	一
性質	一
準據法	三
格業	三
事務構成	三
所在地—出張所—資本金—株式割當	三
役員—重なる職員	三
目次	一

五、鐵鋼販賣統制株式會社

(1) 鋼材下部配給機關整備に關する件
沿革 豊元

運營方針 四四
販賣機構 四四
公定價格の運用 四四

公定價格の運用方針 四四
販賣業者口錢 圓四
鐵鋼販手數料 圓三
販賣分野 圓三
新舊問屋販賣分野比率協定要綱 哭三
販賣目安 吾三
事務構成 三三
所在地—支店・出張所—資本金—株式割當 三三
—目的—役員—部課長 三三

六、配給下部組織

(2) 問屋 大金
整備後の問屋 大金
問屋一覽表 大金
性能 大金
共配制 大金
钢材共同配給所規約 大金
配給方法 大金
共配所の構成 大金
钢材特約店 大金
毛細管的機能 大金
钢材特約店整備要綱 大金
钢材特約店整備に關する件 大金

販賣業者の種別 豊三
販賣業者の整備 豊三

統轄機關 豊三
扱量 豊三
團體需要と特約店 豊三
特約店取扱に係る團體需要の取扱 豊三
口錢に關する件 豊三
今後の特約店問題 豊三

大形・中形・小形區分表 二元
品種別地區一覽表 二元
特定需要及團體需要品種別引受
基準表 二元

七、鐵鋼需給の計畫化

重點配給 先三
改善案 先三
通牒及び資料 先三
鐵鋼需給の計畫化に關する件 一〇三
實施要領に基く需要種別一覽表 一〇三
軍需鐵鋼割當證明書の種類及び
需要種別 一〇三
暫定的改善策 一三
本年度第四・四半期受註量に對する
申込に關する件 一三

鐵鋼統制便覽

產業情勢研究會編

一、統制法規



關係法規 鐵鋼統制の現状を知るには、先づ現に施行されつゝある統制法規を知悉せねばならないが、鐵鋼に關する法規といつても、他の事業或は一般法規に關聯の無いものは殆んど無いといつてよい位ひであるから、そうした法規にまで及べば、其の數たるや實に夥しいものとなる。其の中最も重要なもののだけを擧げても次の如く十五六を算する。

鐵鋼統制規則
鐵屑配給統制規則
製鐵用輸入原料配給等統制令

鑄鋼配給統制規則

一、統制法規

一、統制法規

二

日本製鐵株式會社法

鐵鋼品製造制限規則

鐵鋼工作物築造許可規則

重要機械製造事業法

物資統制令

產業設備營團法

金屬回收令

鐵鋼統制規則

以上列舉した法規の中、現在鐵鋼法規統制の中心をなすものは本年三月二十八日商工省令を以て公布、四月一日より施行された物資統制令に基く鐵鋼統制規則である。鐵鋼統制の紹介書としては一應、本規則を解説するのが順序であるが、本書はかうした大本的な法規に基き、鐵鋼統制が現在如何に運営せられつゝあるかの實際を簡潔に記述するのが主眼であるから、茲には單に本規則のエッセンスを抽出し、條文は必要に應じ他の法規と共に本文中に引用することにした。

鐵鋼統制規則による制約

- (1) 鐵鋼統制會の指示した生産割當に對する製造業者の服從
- (2) 鐵鋼原料會社及び鐵鋼販賣統制會社以外の者に對する製造業者の製品譲渡禁止
- (3) 統制會社及び指定販賣業者に對する買受鐵鋼の販賣以外の使用禁止
- (4) 鐵鋼所有者に對する商工大臣の譲渡命令發動權
- (5) 重要物資管理營團又は統制會社に對する商工大臣の鐵鋼保有命令發動權
- (6) 鐵鋼の無切符譲渡並に譲受禁止
- (7) 製造業者の自家使用鐵鋼に對する切符制確立(切符表示以上の自家使用禁止)
- (8) 鐵鋼需給の計畫化(四月一日實施)による特定需要及び團體需要所屬團體に對する甲號鐵鋼割當證明書の制定(從來の證明書は乙號とし一般需要所屬團體に於て發行)
- (9) 需要統制機關に對する鐵鋼統制會交附以外の鐵鋼割當證明書作成使用禁止
- (10) 使用濟證明書の返付並に諸報告事項の義務

二、統制機關

生産、原料統制機關 鐵鋼統制會は重要產業團體令に基く鐵鋼の綜合的統制機關であるが、生産統制に就いては特に下部機關を置かず、統制會が直接之に當つてゐる。鐵鋼統制會の統制する鐵鋼の範圍は銑鐵及び普通鋼であつて、鐵鋼統制規則及び鐵鋼統制會統制規程には、統制の對象となる鐵鋼の範圍を次の如く定義してゐる。

鐵鋼統制規則第一條 本則ニ於テ鐵鋼トハ特殊鋼需給統制規則第一條ニ掲タルモノヲ除クノ外銑鐵、鋼塊、壓延鋼片（シートバー、ティンバー及スケルプヲ含ム）及壓延鋼材ヲ謂フ

鐵鋼統制規程第一條 本規程ニ於テ鐵鋼トハ銑鐵、普通鋼鋼塊、普通鋼半製品及普通鋼壓延鋼材（珪素鋼板及炭素含有量千分ノ六以上ノ線材ヲ含ム）ヲ謂フ

銑鐵及び普通鋼以外の鐵鋼並に製鐵原料に就いては、夫々次の如き統制團體が設置されてゐる。

特 殊 鋼 原 鑄	鐵 製 鋼 日 本 鑄 鋼 協 議 會	盟 外 鎌 鋼 日 本 鎌 鋼 協 議 會
-----------------------	--	---

内地鐵屑 金屬回収統制株式會社 輸入製鐵原料並に國內銑鐵 鐵鋼原料統制株式會社

右の中六協議會は目下のところ鐵鋼統制會の會員ではなく、外郭團體として統制會と緊密な連絡を保ちその指導を受けてゐるが、近く統制會の傘下に入ることが豫定されてゐる。

配給統制機關 鐵鋼統制規則第三條には

製造業者ハ其ノ製造シタル鐵鋼ヲ商工大臣ノ指定シタル會社（以下統制會社ト稱ス）以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズと規定され、商工大臣の許可を受けた場合（軍の機密に觸れるが如き特殊の事情ある場合）のほかは製造業者は其の製造した鐵鋼を統制會社以外の者に讓渡出來ぬことになつてゐる。この統制會社は二社で

銑鐵ニ付テハ鐵鋼原料統制株式會社

鋼塊、壓延鋼片（シートバー、ティンバー及スケルプヲ含ム）及壓延鋼材ニ付テハ鐵鋼販賣統

制株式會社

と指定されてゐる。統制會社は其の取扱鐵鋼を製造業者から一手に買取り、これを一手に販賣するのである。これが一元的鐵鋼配給統制の基幹となつてゐる。

二、統制機關

二、統制機關

六

尙ほ特殊鋼の配給機関としては特殊鋼販賣會社及び指定販賣人があり、原鐵、鍛鋼、鑄鋼、合金
鐵、鐵屑は、夫々の統制團體が配給統制も行つてゐる。

需要統制機關 鐵鋼の需要者は各々其の所屬統制團體より鐵鋼割當證明書の交付を受け、販賣
業者に提示して所要資材を入手することになつてゐる。鐵鋼割當證明書を發行し得る團體（需要統
制機關）として、鐵鋼統制規則に於ては次の六十八團體が現在指定されてゐる。これら需要統制機
關が鐵鋼割當證明書を發行するに當つては、鐵鋼統制會から嚴重な監督を受ける。

需要統制機關一覽表

〔註〕 ○印ハ甲號様式鐵鋼割當證明書ヲ發行、○印ハ乙號様式ヲ發行、特ハ鐵鋼需給計畫化ニ依ル特定需要、
團ハ團體需要、般ハ一般需要ニ夫々所屬スルコトヲ示ス

(需要統制機關名)	(所 在 地)	(電 話)
特團般	○鐵 鋼 統 制 會 麴町區丸ノ内二ノ二〇鐵鋼會館	(23)七五二六 四〇六一一
團	○特 殊 鋼 協 議 會 同有樂町二ノ一康紀會館	(23)七三〇一
團	○日本アルミニユーム工業組合 同 大手町一ノ六 大手町會館	(23)七三一三
般	○マグネシウム工業會 同 丸ノ内二ノ二丸ビル理研金屬內 (23)三〇四	(55)三六一四八三三五
團	○日 本 鑄 鋼 協 議 會 麴町區丸ノ内二六第三鐵鋼會館	(23)七四九
團	○銑 鐵 協 議 會 同 丸ノ内二ノ二〇鐵鋼會館	(23)七五一六
團	○石 炭 統 制 會 同 丸ノ内一ノ八工業クラブビル (23)二八九 五三九 六三五	
團	○日本アルミニユーム工業組合 同 大手町一ノ六 大手町會館	(23)七三一三
團	○人造石油業物資統制協議會 同 丸ノ内二ノ一四仲九號館	(23)二六一五
團	○鑄 山 統 制 會 同 丸ノ内二ノ一四仲九號館	(23)二六一五
特團	○石油鑄業物資統制協議會 同 有樂町一ノ五東日會館	(23)二六一五
特團	○石油鑄業物資統制協議會 同 京橋區銀座西二ノ三中島ビル (56)六三五十九	
特團	○人造石油業物資協議會 同 銀座西六ノ三帝國燃料興業內 (57)七至一五	
特團	○日本電解曹達工業組合 同 日本橋區人形町二ノ三日鮮館五階 (66)七〇七	
團	○日本アンモニア法曹達工業組合 同 麴町區丸ノ内二ノ一六明治生命館八階 (23)四一四七一九	
般	○硫安肥料製造業組合 同 麴町區有樂町一ノ一〇三信ビル (57)七至一五七三 五四一	
特	○内地バルブ物資配給協議會 同 麴町區有樂町一ノ一〇三信ビル (57)七至一五七三 五四一	
特	○造 船 統 制 會 同 丸ノ内二ノ一四造船會館 (23)二四一 四〇七 五五五	
團	○電 氣 事 業 協 同 會 同 丸ノ内一ノ八 (23)六五七	

二、統制機關

八

- 團 ◎鐵道軌道統制會 同 丸ノ内三ノ四 (23)五六〇 〇六四
特團 ◎社團法人帝國瓦斯協會 同 丸ノ内二ノ二丸ビル (23)〇一六三
般 ○日本合成染料製造工業組合聯合會 芝區今入町八城南ビル別館 (57)五三九 〇六六
團 ○セメント統制會 魚町區丸ノ内一ノ六海上ビル新館四階 (23)七〇一一三
般 ○化學纖維物資調整協議會 同 内幸町二ノ一大阪ビル (57)五二八
般 ○石灰窒素肥料製造業組合 同 丸ノ内二ノ一六明治生命館五階 (23)五九〇一一
般 ○日本硫化曹達工業組合 大阪市東區淡路町三ノ六船場ビル(北濱)三七一
般 ○過磷酸肥料製造業組合 魚町區大手町一ノ六大手町會館 (23)六三五 六三七 六三九
般 ○日本金屬曹達工業組合 同 内幸町二ノ一大阪ビル (57)五八一九〇
般 ○日本鹽素酸鹽類工業組合 日本橋區大傳馬町二ノ一傳馬ビル (67)西〇三
般 ○日本無機工業藥品工業會 本鄉區駒込東片町一五七 (85)二二三一八
般 ○有機合成化學工業協議會 芝區田村町一ノ三 (57)三〇九 〇一〇
般 ○日本カーバイト工業組合 魚町區丸ノ内二ノ一六明治生命會五階 (23)四三九
般 ○社團法人電氣通信協會 同 有樂町一ノ三電氣俱樂部內 (23)三〇七〇

二、統制機關

九

二、統制機關

一〇

特團般 ◎日本線材製品統制株式會社 同 丸ノ内二ノ一〇鐵鋼會館 (23)三〇四三 二〇六 二三 二〇〇〇

特團般 ◎日本サツシユ統制株式會社 神田區旅籠町二ノ五 (83)〇一四〇

般 ○金屬工業統制會 京橋區築地三ノ一〇 (55)二六一

般 ○日本鍛錫螺釘工業組合聯合會 日本橋區兜町一ノ八東株ビル六階 (66)三三〇

特團般 ○日本電線管統制株式會社 京橋區銀座一ノ三櫻田ビル (56)七三七 九四三

般 ○日本鐵板工業組合聯合會 本所區小梅町一ノ二ノ一東武館三階 (74)三七四

特團般 ○日本磨鋼板工業組合聯合會 日本橋區兜町二ノ八 (66)六三〇

特般 ○亞鉛鐵板統制株式會社 京橋町西八丁堀四ノ三 (56)三三四 四九一三

特般 ○食糧品罐詰製罐工業組合 麴町區内幸町二ノ三幸ビル五階 (57)七三〇一三

特團般 ○保證責任五ガロン罐工業組合 同 同 (57)七三〇一三

團般 ○日本高壓容器工業組合 京橋區京橋二ノ九京朝ビル (56)六六四

般 ○日本鑄鐵管統制株式會社 麴町區丸ノ内二ノ二丸ビル七階 (23)三六八

特團般 ○日本磨帶鋼統制株式會社 京橋區銀座一ノ六皆川ビル二階 (56)三二七 七三三

特團般 ○日本硬鋼線材加工工業組合 大阪市南區難波新地六番町三和ビル四階 (戎)〇九四八

般 ○日本線材ミスロール加工工業組合 同 南區鰐谷仲之町八〇近久ビル (南)七〇五 一〇〇

般 ○日本鑄山ボール統制株式會社 神田區鎌倉町二ノ一 (25)四八四一九

般 ○日本リードワイヤー工業組合 大阪市北區中之島二ノ五〇合田ビル (北濱)五六六

般 ○日本洋傘骨製造工業組合 同 東成區中濱町二二九ノ三(東)三三一六

特團般 ○日本シャベル統制株式會社 日本橋區本石町一ノ二 (24)四九〇九

般 ○日本ツルハシ、ハンマー工業組合 大阪市大正區大正通一ノ二五(泉尾)三〇三一五

特般 ○日本鋼索製造工業組合 日本橋區通一ノ二國分ビル (24)〇三九一 五五

般 ○日本製線鍛螺工業組合聯合會 浅草區淺草橋一淺草橋ビル (84)〇七五 四七四 三二八

三、鐵鋼統制會

沿革 昭和十一年末から現出された鐵鋼飢餓時代に對處し、時の政府は十二年三月、日滿を通する鐵鋼増産五ヶ年計畫を發表したが、それより四ヶ月後の七月に端なくも蘆溝橋事件が勃發した。戰爭擴大と共に増大する軍需鐵鋼の確保を圖る爲めには、前記五ヶ年計畫を急速に實行に移すといふ積極策を先づ第一とするることは勿論であつたが、同時に民需の抑壓、配給組織の整備といふ消極策も必至とされねばならなかつた。爾來幾多の法令發布により、鐵鋼關係業者は嘗て體驗せざる空前の統制時代に直面するに至つたのであるが、業者の自治的統制としては、十二年九月より十月にかけて各製鐵業者加盟の下に設立された各品種別共同販賣組合並に其の統轄機關として組織された日本鋼材販賣聯合會の活動を以て最初とする。

日本鋼材販賣聯合會は先づ各社製品の統制販賣を以て出發したが、後國策的に次第に重要性を加へ生産部面にも指導的役割を遂行するに至つたので名稱を日本鋼材聯合會と改め、更に十五年四月鐵鋼需給統制規則の施行に伴ひ、各種共販組合を解散吸收し日本鐵鋼聯合會と改稱、同規則による生産統制機關として法的に強化擴充されたのである。然るに支那事變の長期戰化する一方、歐洲第

二次戰爭の勃發するあり、加之日米國交は漸次險惡の様相を呈し、世界動亂の兆候が濃化して來たので、政府は産業の劃期的再編成を標望し、十二年末經濟新體制確立要綱を發表、業種別に指導者原理に基く統制團體の設置を意圖した。かくて十六年四月二十六日經濟新體制の先驅として鐵鋼統制會が設立され、同時に日本鐵鋼聯合會並に日滿鐵鋼業者の連絡機關たる鐵鋼聯盟は解散し、その人材は擧げて統制會に移つたのである。

準據法 鐵鋼統制會は先づ任意團體として出發したのであるが、これに法的根據を與へることが豫定されてゐた。即ち十六年八月二十九日勅令を以て重要產業團體令が公布され九月一日から施行されたのであるが、本令第二條の規定により閣令を以て本令を適用すべき重要產業が指定され、鐵鋼に關しては「鐵鋼ノ生産及販賣並ニ製鐵原料タル鐵礦、マンガン礦及鐵屑ノ販賣ニ關スル事業（朝鮮ニ於ケル當該事業ヲ含ム）」と定められた。これに基き法的統制團體としての鐵聯統制會が改めて十一月二十日に成立した。

越えて十七年三月二十八日物資統制令に基く鐵鋼統制規則が商工省令を以て公布され、四月一日より施行されたのであるが、本規則は鐵鋼統制會を中心とした綜合的鐵鋼統制法規であつて、從來の鐵鋼需給統制規則を改訂したものである。

鐵鋼統制會は右の如く重要産業團體令及び鐵鋼統制規則を準據法として存在してゐる。

性 格 鐵鋼統制會の沿革の中には逐年緊迫を加へて來た時局の推移が反映してゐるのであるが、統制會の最も大きな變革は從來のカルテル的組織が所謂指導者原理による衆議統裁の運營に改められ、製鐵業者の利益擁護機關たる過去の色彩が漸次剥脱し、眞に國策遂行機關たる性格を備へて來たことである。人的機構からいつても、會長始め理事者は出身メーカーから籍を抜き、統制會専任となつてゐる。

鐵鋼統制會が、過去の外國依存的日本鐵鋼業をして之より離脱せしめ、自主的東亞鐵鋼業の確立を目標とする重要使命、大抱負を有することは本會定款第一條(目的)に次の如く明らかに記載されてゐる。

本會ハ東亞共榮圈内ニ於ケル自主的鐵鋼業ノ確立ヲ期スル爲鐵鋼業ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且
鐵鋼業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

事 業

統制會が其の目的を達する爲めの事業の範囲は、定款第六條に次の如く示されてゐる。

一、鐵鋼ノ生産及配給並ニ鐵鋼ニ關スル事業ニ要スル資材、資金、勞務等ノ需給ニ關スル政府
ノ計畫其ノ他鐵鋼ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫

- 二、鐵鋼ニ關スル原材料計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 三、鐵鋼ニ關スル生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 四、鐵鋼ニ關スル配給計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 五、鐵鋼ノ價格ニ關スル事項
- 六、鐵鋼ノ需給調整及價格調整ノ爲ノ施設ニ關スル事項
- 七、鐵鋼ニ關スル事業ノ整備確立ニ關スル事項
- 八、鐵鋼ニ關スル事業ニ要スル資材及資金ノ確保調達ニ關スル事項
- 九、鐵鋼ニ關スル事業ニ於ケル技術者及勞務者ニ關スル事項
- 十、技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一、經理ノ改善其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル
者ノ鐵鋼ニ關スル事業ノ發達ニ關スル施設ニ關スル事項
- 十一、鐵鋼ニ關スル事業ニ關スル調查及研究ニ關スル事項
- 十二、會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ鐵鋼ニ關スル統制指導及檢查ニ關スル事項
- 十三、法令又ハ政府ノ命ジタル事項
- 十四、前各號ニ掲タルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 十五、鐵鋼統制會

三、鐵鋼統制會

一六

生産割當 鐵鋼統制會の最も重要な業務は生産割當である。鐵鋼統制規則第二條には
重要產業團體令ニ依ル鐵鋼統制會（以下鐵鋼統制會ト稱ス）ハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル
鐵鋼ノ製造業者（以下製造業者ト稱ス）別ノ鐵鋼ノ種類別生産割當數量ヲ當該製造業者ニ指示
スペシ

前項ヲ指示ヲ受ケタル製造業者は其ノ指示ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スベシ
と規定され、鐵鋼の製造を爲す者は統制會の會員たる有無を問はず、統制會の生産割當に從ヒ鐵
鋼の製造を爲すべく義務づけられてゐる。生産割當は物資動員計畫に基くものでこれが完遂せらる
ると否とは國防上、生産擴充上、國民生活上に多大の關聯がある。故に鐵鋼統制會は、鐵鋼製造業
者をして生産命令を完遂せしむる爲め、原料、技術、勞務等凡ゆる生産條件につき補給、指導、監
督を行ふことに先づ主力を集中し、一方法規の力も加へて製造業者を統制するのである。

本年四月一日鐵鋼需給の計畫化實施以來、生産割當は毎四半期（四月一六月を第一・四半期、七
月一九月を第二・四半期、十月一十二月を第三・四半期、一月一三月を第四・四半期とす）毎に次の順
路によつて行はれる。

(1) 商工省より消費部門別推定割當額の通知を受く（毎四半期開始四ヶ月前）。

- (2) 右推定割當額の範圍内に於て各需要統制團體に受註量を通知す。
- (3) 各需要統制團體は計畫性ある需要（特定需要及び團體需要）につき註文品種寸法の明細を
統制會に報告す。
- (4) 統制會は計畫性なき需要に就いては次の如く處置する。
 - (1) 特殊規格需要——寸法明細決定まで一定量を保留す。
 - (2) 一般需要——特定需要、團體需要、特殊規格需要を差引きしたる残量とし販賣業者よりの
見込を參照して需要品種を決定す。
- (5) 統制會は前記需要内容を察知し、製造業者の生産能力と對比の上品種別生産量を決定、各
製造業者に割當てる。
- (6) 鐵鋼販賣統制會社は鐵鋼統制會と連絡し、計畫性ある需要については販賣業者を通じ提出
された需要家の註文明細により、計畫性なき需要については見込により、夫々製造業者に發
註契約を爲す。

この順序は商工省から各需要統制團體へ消費割當が通知される迄（毎四半期開始前約一ヶ月）に
爲される豫定である。

三、鐵鋼統制會

一八

權限 統制會が其の遠大な事業を完遂する爲めには、會員たる製造業者、統制會社に對し強力な指示命令權を保有せねばならぬ。基本的なことは鐵鋼統制規則に規定されてはゐるが、それを更に具體化したものが統制規程である。統制會の會員及び會員たる團體を組織する者（日本伸鐵工業組合員）はこの統制規程に従はねばならぬ。違反者は國家總動員法によつて罰せられる。また統制會に對しては商工省鐵鋼局の行政權の一部が近く委譲される筈で、既に商工省から委譲法案を企畫院へ廻付した。

委譲法案が決定すれば統制會の方策は一層強力な遂行力を與へられることになるが、斯くして廣汎な權限を獲得した統制會として戒心せねばならぬことは官僚統制化への逆行であり、それが如何に統制する者と統制される者との間に摩擦を惹起したかは既に過去に於て試験済である。

鐵鋼統制會會員

日本製鐵株式會社	日本鋼管株式會社	川崎重工業株式會社
株式會社神戸製鋼所	株式會社尼崎製鋼所	株式會社中山製鋼所
三菱鋼材株式會社	日本曹達株式會社	壽重工業株式會社
東京製鐵株式會社（千住）	株式會社内外製鋼所	日本鋼業株式會社
東京製鐵株式會社（鶴見）	株式會社東洋製鋼所	株式會社昭和製鋼所
株式會社本溪湖煤鐵公司	鞍山鋼材株式會社	株式會社滿洲ロール製作所
日滿鋼管株式會社	日本滿商事株式會社	日本伸鐵工業組合
鐵鋼原料統制株式會社	帝國滿俺株式會社	東海鋼業株式會社
東京シャーリング株式會社	德山鐵板株式會社	株式會社日本製鋼所
東洋鋼鋅株式會社	小倉製鋼株式會社	住友金屬工業株式會社
株式會社吾嬬製鋼所	大和製鋼株式會社	大阪製鋼株式會社
日亞製鋼株式會社	大同製鋼株式會社	株式會社宮製鋼所
大谷重工業株式會社	東京芝浦電氣株式會社	小倉建築港株式會社
東洋鋼材株式會社	高砂鐵工株式會社	尼崎製鐵株式會社
日本鐵鋼工業株式會社	鐵鋼販賣統制株式會社	金屬回收統制株式會社

鐵鋼統制會統制規程

◎商工省告示第十八號

重要產業團體令第二十四條第一項ノ規程ニ依リ昭和十七年一月十日鐵鋼統制會ノ統制規程ノ件左

三、鐵鋼統制會

一九

三、鐵・鋼統制會

二〇

ノ通認可シタリ

昭和十七年一月十三日

商工大臣 岸 信 介

鐵鋼統制會統制規程

第一條 本規程ニ於テ鐵鋼トハ銑鐵、普通鋼塊鋼、普通鋼半製品及普通鋼壓延鋼材（珪素鋼板及炭素含有量千分ノ六以上ノ線材ヲ含ム）ヲ謂フ

第二條 會員タル鐵鋼ノ製造業者（以下製鐵業者ト稱ス）ハ一定期間毎ノ鐵鋼原材料タル鐵鑛、石炭及石灰石ノ用途別、銘柄別及取得先別需要豫定數量ヲ記載シタル原料計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第三條 製鐵業者ハ普通鋼塊ノ製造ニ付會長ノ指示スル配合割合ニ從ヒ銑鐵及屑鐵ヲ使用スペシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ會長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 會長必要アリト認ムルトキハ製鐵業者ニ對シ鐵鑛、マンガン鑛、石炭、鐵屑、銑鐵、普通鋼塊、普通鋼半製品、製鋼原鐵其ノ他ノ鐵鋼原材料ノ使用又ハ取得ニ關シ數量、用途、取得先其ノ他必要ナル事項を指示スルコトアルベシ

第五條 製鐵業者ハ其ノ製造シタル銑鐵ヲ總テ鐵鋼原料統制株式會社ニ賣渡スペシ但シ會長ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

會長製鐵業者ニ對シ前項ノ賣渡ニ付期限ヲ指示シタル場合ニ於テハ製鐵業者ハ其ノ期限内ニ前項ノ賣渡ヲ爲スベシ

第六條 會長必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ鐵鋼原料統制株式會社ニ對シ鐵鑛、銑鐵、普通鋼半製品其ノ他ノ鐵鋼原材料ノ買受又ハ賣渡ニ關シ、數量、價格、買受先又ハ賣渡先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第七條 會長必要アリト認ムルトキハ日本鐵屑統制株式會社ニ對シ製鐵業者ニ對スル鐵屑ノ賣渡ニ關シ數量、賣渡先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第八條 會長必要アリト認ムルトキハ帝國滿洲株式會社ニ對シ製鐵業者ニ對スルマンガン鑛ノ賣渡ニ關シ數量、賣渡先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第九條 會長鐵鋼原材料ノ需給ノ調整ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ鐵鋼原材料ノ保有、交換、貸與若ハ借受又ハ讓渡若ハ讓受ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十條 會長ハ製鐵業者ニ對シ其ノ鐵鋼ノ種類別生産割當數量ヲ指示ス

三、鐵・鋼統制會

二一

三、鐵鋼統制會

二二

前項ノ指示ヲ受ケタル製鐵業者ハ之ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スベシ但設備ノ故障其ノ他特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ製鐵業者ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ製造見込數量ヲ會長ニ届出ズベシ
第十一條 會長製鐵事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ製鐵業者ニ對シ製鐵設備ノ新設、増設、變更、廢止、休止、讓渡又ハ讓受ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ事業ノ開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委託經營又ハ共同經營ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十二條 會長必要アリト認ムルトキハ製鐵業者ニ對シ製鐵技術ノ研究、改善、公開又ハ交流ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十三條 製鐵業者ハ一定期間毎ノ製鐵設備ノ建設狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十四條 製鐵業者ハ一定期間毎ノ技術者及勞務者ノ雇傭豫定人員ヲ記載シタル勞務計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

キ亦同ジ

第十五條 會長鐵鋼ノ生產ノ確保ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ製鐵業者ニ對シ技術者又ハ勞務者ノ作業能率ノ增進又ハ移動ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十六條 製鐵業者ハ其ノ製造シタル鐵鋼（銑鐵ヲ除ク）ヲ鐵鋼販賣統制株式會社以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ但シ會長ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 會長必要アリト認ムルトキハ鐵鋼販賣統制株式會社ニ對シ鐵鋼（銑鐵ヲ除ク）ノ買受又ハ賣渡ニ關シ價格、受渡條件其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十八條 鐵鋼原料統制株式會社及鐵鋼販賣統制株式會社鐵鋼ノ買受又ハ賣渡ニ付製鐵業者又ハ指定販賣業者ト基本協定ヲ締結セントスルトキハ豫メ會長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十九條 會長鐵鋼ノ需給ノ調整ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ種類及數量ヲ指示シテ鐵鋼ノ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第二十條 會長鐵鋼ノ販賣事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ鐵鋼原料統制株式會社又ハ鐵鋼販賣統制株式會社ニ對シ鐵鋼ノ販賣ニ關シ販賣方法又ハ販賣機構ノ改善其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

三、鐵鋼統制會

二三

三、鐵鋼統制會

二四

第二十一條 鐵鋼原料統制株式會社又ハ鐵鋼販賣統制株式會社販賣業者ノ指定若ハ其ノ取消又ハ鐵鋼ノ販賣方法若ハ販賣機構ノ變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ會長ノ承認ヲ受クベシ

第二十二條 會員ハ一定期間毎ノ鐵鋼及其ノ原材料ノ輸送豫定數量ヲ記載シタル輸送計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

鐵鋼原料統制株式會社、日本鐵屑統制株式會社及鐵鋼販賣統制株式會社ハ其ノ指定販賣業者ノ取扱ニ係ル鐵鋼又ハ鐵屑ノ一定期間毎ノ輸送豫定數量ヲ記載シタル指定販賣業者別輸送計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第二十三條 會員鐵鋼又ハ其ノ原材料ノ輸送ニ付運輸業者ト運輸年度契約ヲ爲サントスルトキハ豫メ會長ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十四條 會長鐵鋼又ハ其ノ原材料ノ輸送ノ改善ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ荷役設備ノ新設、增設又ハ改造ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十五條 會員ハ其ノ鐵鋼ニ關スル事業ノ一定期間毎ノ所要資金ノ調達方法ヲ記載シタル資金計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第二十六條 製鐵業者ハ其ノ製造スル鐵鋼ノ一定期間毎ノ原價計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第二十七條 會員ハ一定期間毎ノ豫定損益計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第二十八條 會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ事業ノ經理ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十九條 會員ハ每事業年度經過後遲滯ナク財產目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及當該事業年度ノ收支決算ニ關スル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十條 會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上又ハ其ノ發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ補償金、補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ

第三十一條 製鐵業者ハ一定期間毎ノ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ
一 鐵礦、石炭、鐵屑其ノ他ノ鐵鋼原材料ノ受拂ニ關スル事項
二 製鐵用資材ノ受拂ニ關スル事項

三 電力ノ使用ニ關スル事項
四 勞務者ノ移動ニ關スル事項

三、鐵鋼統制會

二五

三、鐵鋼統制會

二六

五 鐵鋼ノ生產、賣買及受拂ニ關スル事項

六 液體燃料、精製ガス其ノ他ノ副生物ノ受拂ニ關スル事項

第三十二條 鐵鋼原料統制株式會社ハ一定期間毎ノ鐵鋼、鐵屑及鐵鋼ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十三條 日本鐵屑統制株式會社ハ一定期間毎ノ鐵屑ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十四條 帝國滿僉株式會社ハ一定期間毎ノマンガン礦ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十五條 鐵鋼販賣統制株式會社ハ一定期間毎ノ鐵鋼（銑鐵ヲ除ク）ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十六條 會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上必要アリト認ムルトキハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ其ノ鐵鋼ニ關スル事業ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトアルベシ
前項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレタル會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ハ遲滯ナク眞實ナル報告ヲ爲スベシ

告ヲ爲スベシ

第三十七條 第二條、第十三條、第十四條、第二十二條、第二十五條乃至第二十七條及第三十一條乃至第三十五條ノ期間、書類ノ樣式及書類ノ提出期限竝ニ第二十九條ノ書類ノ樣式ハ會長別ニ之ヲ定ム

第三十八條 會員ハ第四條、第六條乃至第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十四條又ハ第二十八條ノ規定ニ依ル會長ノ指示又ハ命令ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第三十九條 會員ハ第二條、第十三條、第十四條、第二十二條、第二十五條乃至第二十七條、第二十九條又ハ第三十一條乃至第三十五條ノ規定ニ依リ提出スペキ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲スコトヲ得ズ

事務構成

〔所在地〕 東京市麴町區丸ノ内二ノ二〇鐵鋼會館内 電話丸ノ内(23)七一五一—六 四〇六一—二

〔出張所・支部〕

關西出張所 大阪市北區宗是町一大阪ビル内

九州出張所 八幡市枝光日鐵八幡製鐵所内

三、鐵鋼統制會

二七

三、鐵鋼統制會

朝鮮支部 京城市貞洞町一ノ二八
柏林出張所 伯林市ランケ通二二

〔役員〕

會理同同同評議員長平生釩三郎
事桃木長治水津竹市輔助人弘人
井村常三郎根芳良三郎
川崎太郎梅利輔助人
杉上長太郎根常三郎
勝野長太郎日利輔助人
部政兵助人

理事長小日山邊直登人介雄要治平介人登
事長渡山縣政重愷義長悅尚田一郎
評議員淺永邊野縣政直登人介雄要治平介人登
久保田友中池田邊野縣政重愷義長悅尚田一郎
次長寺中白川逸郎
次長湯渡中白川逸郎
原價計算課長藤邊宮嘉右衛門
總務課長手島大吉郎
總務部次長寺中白川逸郎
企畫課長湯渡中白川逸郎
企畫部長水津川正夫
秘書課長藤井丙午
總務部長小日山理事長
企畫課長湯渡中白川逸郎
〔兼〕企畫課長水津川理事長
企畫部長水津川理事長
〔兼〕企畫課長水津川理事長

〔部課長〕
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
島岡亮太郎 豊田貞次郎 藤澤正一郎 鎌谷輔助人
本依福田國庸正雄一郎 多光國庸正雄一郎 岩谷輔助人
勝上日政兵助人

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
小川逸郎 白石元治郎 宮嘉右衛門
中松真一郎 大吉郎 千卿一郎 渡邊三郎 藤田大吉郎
次長寺中白川逸郎 次長湯渡中白川逸郎
原價計算課長手島大吉郎
總務課長手島大吉郎
總務部次長寺中白川逸郎
企畫課長水津川正夫
企畫部長水津川正夫
〔兼〕企畫課長水津川正夫
企畫部長水津川正夫

三、鐵鋼統制會

三〇

運輸課長藤井二三

原料部長永野理事

礦石課長古津國之助

燃料課長野田彌三郎

生產部長桃木理事

生產課長伊藤了介

配給部長渡邊平

計畫課長黛虎光(兼)

管理課長出邊理造事

技術部長齋藤亮

製銑課長里村理事

壓延課長小森(兼)作事

次長井村理事

次長里村伸二

次長稻田捷太郎

次長稻田捷太郎

次長山田新高

次長松村新高

次長林島邦彥

次長貝島邦彥

三、鐵鋼統制會

三一

調查課長湯川(兼)

地金課長厚母左一

資材課長稻尾嘉寬

調整課長出光計助

調查課長湯川(兼)

調查課長湯川(兼)

調查課長湯川(兼)

調查課長湯川(兼)

四、鐵鋼原料統制株式會社

輸入鐵鋼原料の補償 昭和十五年七月、時の政府は鐵鋼價格据置策として製鐵用輸入原料配給等統制令を公布し、輸入製鐵原料の値上り分に對し國庫で補償することとした。而して補償を受ける統制機關として本統制令に基く日本鐵鋼原料統制株式會社を設立せしめ、同社に輸入業者の輸入する製鐵原料を一手に買取らしめ、これを値上り前の價格で製鐵業者に販賣せしめ、その差額を補償することとした。補償の對照となる製鐵原料の内銑鐵に就いては當初滿洲に於て生産せられたものは除かれてゐたが、滿洲銑の對日供給増加を圖る爲め、政府は十六年六月三十日製鐵用輸入原料配給等統制令を次の通り改正し、一般外國銑鐵同様、滿洲銑も鐵鋼原料統制會社をして一手に買取らしめ、これを日本健値八十一圓で供給せしめ、その損失に對し補償制を施行した。

製鐵用輸入原料配給等統制令第一條第二項

〔舊〕本令ニ於テ製鐵原料トハ鐵屑、銑鐵（滿洲ニ於テ生産セラレタルモノヲ除ク）及鐵鑄ヲ
謂フ

〔改正〕（滿洲ニ於テ生産セラレタルモノヲ除ク）ヲ削ル

製鐵用輸入原料配給等統制令

（昭和十五年七月二日公布勅令第四五五號）

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク輸入ニ係ル製鐵原料ノ配給等ノ統制ニ付テハ本令ノ定ム

ル所ニ依ル

本令ニ於テ製鐵原料トハ鐵屑、銑鐵及鐵鑄ヲ謂フ

第二條 製鐵原料ノ輸入業者ハ其ノ輸入スル製鐵原料ヲ輸入ノ日ヨリ一月以内ニ商工大臣ノ指定シタル者（以下配給統制機關ト稱ス）ニ賣却スベシ但シ特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 商工大臣ハ前條ノ規定ニ依ル賣渡ニ係ル製鐵原料ニ付配給統制機關ニ對シ價格數量賣渡先其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ其ノ賣渡ヲ命ズルコトヲ得

商工大臣ハ前條ノ規定ニ依ル賣渡ニ係ル製鐵原料ニ付配給統制機關ニ對シ其ノ配給讓渡其ノ他ノ處分、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第四條 配給統制機關ガ前條ノ規定ニ依リ賣渡シタル製鐵原料ヲ買受ケタル者ハ其ノ製鐵原料ヲ讓渡シ又ハ之ヲ製鐵用以外ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケ

タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第五條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スペキ損失ハ第三條ノ規定ニ依ル命令ニ因ル通常生ズベキ損失（配給統制機關ガ賣渡シタル製鐵原料ノ價格ト其ノ買入價格ニ配給統制機關ノ手數料ヲ加算シタル額トノ差額ヲ含ムモノトス）トス

前條ノ損失ノ補償ニ關シ必要ナル事項ハ商工大臣之ヲ定ム

第六條 商工大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ輸入ニ係ル製鐵原料ノ配給等ノ統制ニ關シ輸入業者、配給統制機關若ハ配給統制機關ヨリ製鐵原料ヲ買受ケタル者ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ此等ノ者ノ事務所、營業所、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

商工大臣前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

附 則

本令ハ昭和十五年七月八日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ規定ハ輸入業者ガ本令施行前ニ爲シタル賣渡ノ契約ニ係ル製鐵原料ニ付テハ命令ノ定ムル

所ニ依リ當該契約ノ當事者ヨリ申出アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

銑鐵補償 右輸入製鐵用原料の補償は全面的運營を見るに至らなかつた。何故といふに、當社開業二ヶ月後の九月には、數量から見ても補償の大宗であつた米國輸入の屑鐵が禁輸となり、開業早々當社業務の大半は喪失されてしまつた。越えて十六年八月、政府は國內銑鐵業者の採算難に鑑み、物價審議會の可決を経て銑鐵補償制度を決定すると共に、これを契機として鐵鋼原料機構の一元的整備を圖ることになり、その方法として日本鐵鋼原料統制會社を改組擴充し、日滿鐵鋼販賣會社の銑鐵業務をこれに合體せしめ、補償制度の運用を完璧たらしむることとした。この方針に基き、九月三十日商號も鐵鋼原料統制會社と改稱した新會社が成立し、商工大臣は十月六日附を以て新會社を製鐵用輸入原料配給等統制令に基く配給統制機關として指定した。銑鐵の補償方法に就いては、十一月十四日商工省から次の通り發表された。

統制機關の買取賣渡方法

- 一、統制機關は銑鐵の製造業者より生産費を基礎とする適正價格を以て銑鐵を一手に買取ること
- 二、統制機關は右の銑鐵を左記方法により賣渡すこと

(イ) 製鋼用外賣銑

現在の銑鐵外賣價格（ベース河岸八十一圓を維持すること）

(d) 製鋼用自家用銑

賣戻價格は各社の收支狀況を勘案して適當なる配當、銷却、社内留保をなし得る如く適正價格を定む。

(e) 外賣鑄物用銑

現在の日滿鐵鋼鑄物用銑鐵の價格をブル平準化したる價格を基礎として定む

右の買取り販賣による價格操作の結果統制機關に生じたる損失を補償するものとす
補償は要するに各社の生產原價と現行建値との差額に對して行はれるものであるが、その補償額は各社の收益狀態によつて手加減が加へられる。即ち利益率の高いメーカーに對しては大體七分配當可能の限度内に於て補償されるのである。從つて一旦生產原價で賣渡した自家生產銑鐵を生產原價より安い建値で買戻し、それを有利な鋼材や製品に振向けて高利益を擧げる工場に對しては賣戻價格を引上げる措置がとられるのである。

事業 當社は前記の如く輸入製鐵原料並に國內銑鐵の補償會社で、その設立根據を製鐵用輸入原料配給等統制令に有してゐると共に、鐵鋼統制規則に基く銑鐵の統制會社として指定されてゐる。

る。改組後は鐵鋼販賣統制會社同様當社の株式は全部鐵鋼統制會で所有し、社長も統制會理事長が就任、全く統制會の内包機關となり、製鐵業者は鐵鋼統制會統制規程第五條により、その製造した銑鐵を總て當社に賣渡すべき義務を課せられてゐる。當社の事業は定款第二條に次の如く掲げられてゐる。

- 一、日本國へ輸入セラル、銑鐵、半製品、鐵屑及鐵礦石ノ買取並に販賣
- 二、日本國內ニ於テ生產セラレタル銑鐵ノ買取並ニ販賣
- 三、前各號以外ノ鐵鋼原料ノ買取並ニ販賣
- 四、前各號諸原料ノ取引ニ關スル委託又ハ受託
- 五、其ノ他商工大臣ノ命ズル業務
- 六、前各號ニ附帶スル業務

事務構成

〔所在地〕 東京市麹町區丸ノ内二ノ一六第二鐵鋼會館内 電話丸ノ内(23) 〇四九〇四三四七三西九三

〔出張所〕 大阪出張所 大阪市北區宗是町一大阪ビル内 京城出張所 京城府貞洞町一ノ二一八

四、鐵鋼原料統制株式會社

四、鐵鋼原料統制株式會社

資本金 百萬圓(全額拂込)

〔株式割當〕 一株五十圓(無配當)

鐵鋼統制會

一九、七五〇株

發起人 合計 二〇、〇〇〇株

三八

〔役員〕

取締役社長 小日山直
常務取締役 大屋幾久雄
取締役 浅野良治

同 取締役 永藤澤重
同 監査役 梅根常三
同 財務課長 田吉兵衛

同 取締役 登木長治
同 監査役 阿部根常三
同 財務課長 田吉兵衛

〔重ナル職員〕

總務部長 林鷹
銑鐵部長 藤原貫道
鑄石部長 伊藤百藏

同 財務課長 本田吉兵衛
同 第二課長 山田忠文
同 第二課長 田中義助

同 第三課長 東方秀太郎
鑄石部第一課長 小林清一郎

同 第二課長 富士原三八郎
大阪出張所長 大山辰雄

五、鐵鋼販賣統制株式會社

沿革 昭和十四年の鋼材配給機構整備に當り、各種共販組合制度に代る國策的共販會社として日本鋼材販賣株式會社、第二鋼材販賣株式會社、日本鋼管販賣株式會社の三社が設立され、各社取扱品種の一手買取並に販賣を行ひ、爾來二年有餘の運營を續けて來たが、十六年十二月十日配給統制強化の爲め三社統合すると共に、日滿鐵鋼販賣會社の統制に屬してゐた鋼塊、半製品も接収して、鋼材全體に亘る一元的配給統制會社として新に當社が誕生した。

舊販賣會社は其の株主の大半がメーカーであり、また國策會社とはいへ配當を行ひ得るだけの利益は擧げねばならなかつたので、其の運營は兎もすればメーカー本位、求利主義に傾き、適正なる配給統制を遂行し得ざる憾みがあつた。また三社分立による統制の不統一、鐵鋼統制會との連絡不圓滑等の缺陷も生じてゐたので、新販賣會社は無配當とし、其の株式は全部統制會で引受け、社長も統制會配給部長の兼任とすることによつて、名實共に統制會の内包機關とし、會社の運營は總べて統制會の方針の下に置かれることになつた。

運營方針 舊三販賣會社に對しては其の設立に當り、商工省から鋼材配給機構整備要綱が指示

され、この要綱に基き一切の運營が爲されて來たのであるが、今日では要綱の役目は既に果たされてゐる。また曾ての販賣業者との取極事項の如きも現在では死文化されたものが多い。配給方法の改善とか、賣出方法とか、販賣業者間の比率とか、そうした問題は一元會社になつてから過去の經緯を御破算とし、一切統制會の意思によつて決定される。鐵鋼販の運營方針は即ち鐵鋼統制會の鐵鋼販運營方針である。

販賣機構 鐵鋼販は軍・官廳の直接註文で年度協定により取引するもの、其他特殊の事情にあるものの以外は、メーカーよりの買取品を委託店及び問屋に販賣する。謂はば一元的卸機關である。問屋は更に買取品の一部を特約店に卸販賣する。かくして實需家に對しては、委託店、問屋、特約店の三販賣業者から資材が流れる。

公定價格の運用 鋼材價格は十六年七月一日設定の公定價格が實施されてゐる。公定價格は指定地内の價格と指定地外の價格と二種に分けられてゐる。指定地とは東京市、名古屋市、大阪市、若松市、八幡市、戸畠市、小倉市、門司市の八市である。指定地内の公價とはこの八市に於ける置場積込渡價格、指定河岸着船乗渡價格、或は指定驛着貨車乗渡價格である。指定地外の公價とは指定地内の公價に一定の加算額（運賃諸掛リ實費）を加算したもので、置場積込渡價格又は指定驛着

五、鐵鋼販賣統制株式會社

四二

貨車乗渡價格である。右受渡以後の販賣業者或は實需家の引取運賃諸掛りは各自の負擔である。本年四月鐵道運賃の値上に伴ひ、鐵鋼販では目下加算額の改正を立案中である。

公定價格ノ運用方針（十六年七月二十二日、日鋼販發表）

一、公定價格ト當社販賣價格トノ關係

- (イ) 商工省告示第五八一號（以下公定價格表ト稱ス）ニ記載サレアル當社扱品種ノ價格ヲ當社建
值トス
- (ロ) 官報所掲ノ場所以外ノ地點渡契約品ノ當社建値ハ荷渡地ノ公定價格ヲ基準トシ各契約ニ付キ
統制上ノ見地ヨリ適宜當社之ヲ定ム
- (ハ) 本船々側渡、製造工場渡ノ契約品ノ當社建値モ前項ニ準ジ之ヲ定ム
- (二) 既契約品ニ付テハ公定價格設定ニ基キ
- 1 前記建値ヨリ高キモノハ前記建値迄引下グルモノトス
- 2 前記建値ヨリ低キモノハ前記建値迄引上グルモノトス但シ特約アル場合ハ此ノ限ニ非ズ
- (ホ) 公定價格表ニ記載ナキモノノ價格ハ停止價格ニ依ルベキモ必要ニ應ジ當社ニテ許可價格ノ申
請ヲナスモノトス

二、販賣業者ノ販賣價格並ニ條件

- (イ) 指定地内ノ置場、指定河岸又ハ指定驛ニ於ケル販賣價格ハ公定價格表ノ定ムル所ニヨル
(ロ) 指定地以外ノ地ニ於ケル指定驛又ハ置場ニ於ケル販賣價格ハ當該地ノ價格ニ依ルベキモ加算
額トシテ品代金ニ加算シ得ル額ハ指定地ヨリノ運賃諸掛ノ實費ヲ基準トシ且其ノ合計ハ公定價
格表ニ定ムル當該地ノ價格ヲ超ユルコトヲ得ズ
- (ハ) 同一府縣内ニ於ケル現品置場積込以後ノ持込運賃諸掛ハ實費ヲ基準トシテ品代金ト別途ニ請
求シ得ルモノトス
- (二) 他府縣ノ指定驛ヘノ持込渡ノ販賣價格ハ(ロ)ニ準ジテ之ヲ定ム
- (ホ) 他府縣ノ指定驛ニ非ザル地點ヘノ持込渡ノ價格ハ最終ニ經由スル指定驛ヘノ持込渡ノ價格ヲ
(ロ)ニ依リ算出シテ品代金トシ之ニ該指定驛以後ノ運賃諸掛ノ實費ヲ基準トスル額ヲ別途ニ請求
シ得ルモノトス
- (ハ) 前項ノ場合指定驛ヲ經由セズシテ荷渡地點ニ直送シタル時ハ直送ニ要スル運賃諸掛ノ實費ヲ
基準トシタル額ヲ品代金ト別途ニ請求シ得ルモ品代金トノ合計ハ(ホ)ニ準ジテ算出シタル額ヲ超
ユルコトヲ得ズ

五、鐵鋼販賣統制株式會社

四三

五、鐵鋼販賣統制株式會社

四四

- (ト) 在庫品ノ公定價格實施ニ伴フ損益ハ其ノ所有者ニ歸屬スルモノトス
- (チ) 販賣業者ノ既契約品ニ付テハ一ノ(二)ニ準ジ處理スルモノトス
- (リ) 指定問屋(又ハ代行扱店)ノ特約店(又ハ被代行扱店)ニ對スル販賣價格ハ前記販賣價格ヨリ所定ノ配給口錢ヲ控除シタルモノヲ以テス
- (ヌ) 同地區又ハ異地區間ノ補足配給ニヨリ特ニ生ズル運賃諸掛其他ノ費用ハ實需家ニ轉嫁スルコトヲ得ズ
- (リ) 切斷貨ハ公定價格表ニ規定サレタル範圍内ニテ請求シ得ルモノトス
- (フ) 曲ゲ貨ハ停止價格ニヨリ品代金ト別途請求シ得ルモノトス
- (ワ) 支拂條件ハ現品引換現金拂ヲ原則トス
- (エ) 指定驛ハ原則トシテ買手ノ希望ニ依ルモノトス

販賣業者口錢 販賣業者の口錢は公定價格の内に含まれてゐる。即ち内口錢である。代表的鋼

材たる棒鋼、形鋼、厚板の販賣業者別口錢は一廻に付き委託店一圓、問屋五圓、特約店八圓であるが、鐵鋼販として特約店へ向けると、問屋口錢と特約店口錢を加へ十三圓の口錢を支拂ふことになる。解り易くする爲め圖で示すと次の通りである。



鐵鋼販手數料 鐵鋼販は公定價格から一定の手數料を差引いた値段でメーカーから買取る。棒鋼、形鋼は一廻に付き十圓引、厚板は五圓引である。この内から前記販賣業者の口錢を差引くと鐵鋼販の採算は次の如くなる。

即ち口錢の少い委託店向は鐵鋼販の手取りが多くかかる特約店向は缺損といふ計算になる。茲に於て鐵鋼販としては勢ひ特約店向數量に制限を加へる傾向あることは已むを得ざる所

で、假令無配會社と雖も採算を無視することは出來ないのである。特約店側から恒に配給不圓滑を懇えるにも拘はらず、事態の容易に是正せられない事情は、かうした所に要因を存すると稱されよう。

販賣分野 各販賣業者の分野（需要種別）は大體過去の實績を基底とし、それに從ひ業者間の取扱比率が定められてゐた。即ち昭和十四年の配給機構整備に際し、指定問屋に格下げせられた指定商と舊來の指定問屋間との間に販賣分野及び比率につき次の如き協定が成立し、十四年七月七日の日本鋼材販賣會社の總會に於て正式に決定された。

新舊問屋販賣分野比率協定要綱

一、配給分野及び其取扱數量比率は左記の通りとす

新問屋	(イ) 特定大口實需及圓ブロック向輸出	三十六%
	(ロ) 特約店向卸賣	六%
	(ハ) 特定實需	六%
	計	四十八%

舊問屋	(イ) 特約店向卸賣	二十六%
-----	------------	------

(ロ) 一般實需	二十六%
計	五十一%

二、收入分配比率

(イ) 新舊問屋は其の配給手數料の全額をブール計算とし收入の分配をなすものとす

(ロ) ブール計算による收入分配比率は左記の通り定む

新問屋	二十四%
舊問屋	七十六%

三、本協定に附帶する條件

(イ) 本協定による取扱種目は棒鋼、形鋼、鋼板（薄板を除く）とすること

(ロ) 特約店向配給は總て新舊問屋の共同販賣とすること

(ハ) 新舊問屋の配給すべき特定大口實需並に特定實需の仕向先は豫め新舊問屋協定せるものに限定すること

(ニ) 特定大口實需及圓ブロック向輸出が三十六%を超ゆる場合は新問屋は自己の特定實需向比率を之に充當すること、特定大口實需及圓ブロック向輸出が四十二%を超ゆる場合は舊問屋が新

五、鐵鋼販賣統制株式會社

四八

問屋に代り特定大口實需及び圓ブロツク向輸出をなすこと

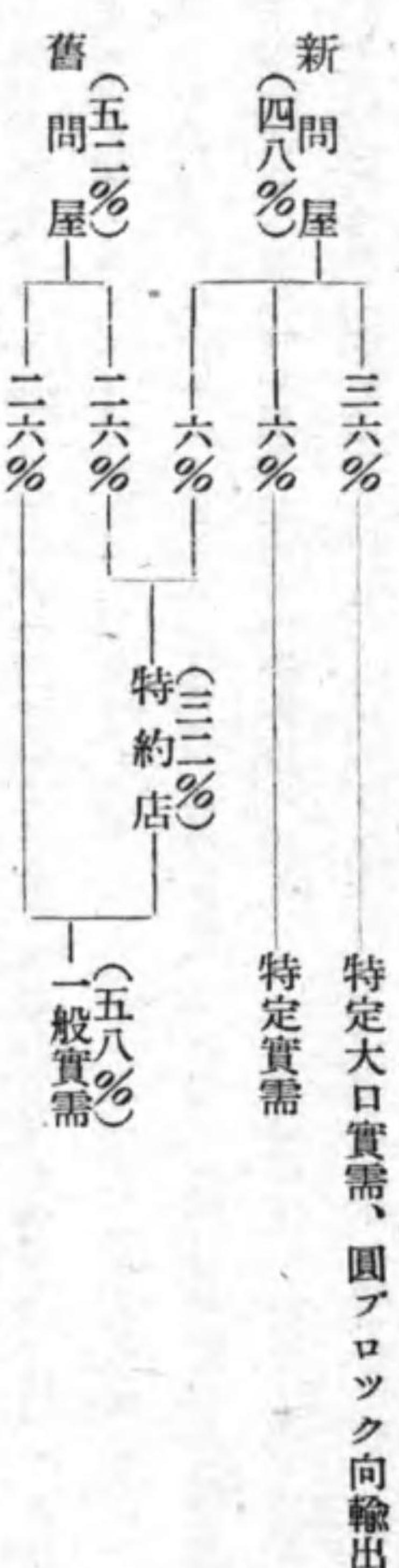
(b) 本協定による配給分野及び其取扱數量比率並に收入分配比率は將來 日錢率變更せらるゝ場合も變更せざること

(c) 新舊問屋は緊急引合其の他如何なる名儀を以てするも本協定に關する比率を紛亂すべき取引をなさざること

(d) 配給機構の改編其他止むを得ざる事情により本協定を改廢する場合は本協定による配給分野及び其の取扱數量比率並に收入分配比率の双方を參照し新舊問屋の利害に關する比率其他の算定原則を定むること

(e) 本協定は日本鋼材販賣株式會社重役會並に商工省監督官立會の下に締結することとし其の有效期限は壹ヶ年とす、但し期限満了後は新舊問屋協議の上之が繼續又は改廢を決定するものとす

(f) 本協定は全鋼商總會が本協定を承認せる時を以て其の效力を發生するものとす
右販賣分野及び比率を圖解すると次の通りである。



併しこの協定は情勢の推移に伴ひ漸次混亂し、業者間の摩擦相刺を惹起するに至つたので、商工省鐵鋼局は十五年七月一日「鋼材配給整備要綱運用ニ關スル方針」を販賣會社に指示し、販賣業者の分野を次の如く劃定した。

(1) 第一部所屬員(新問屋)

直接軍需及鐵道省の直接需要にして日本鋼材販賣株式會社に於て直賣するものを除く外軍の一部及造船用、車輛用、圓ブロツク向、外地向鋼材及當局の承認又は指示に依り日本鋼材販賣株式會社の指定したる鋼材を取扱ふこととす

(2) 第二部所屬員(舊問屋直賣)

(1) の販賣を除きたる問屋取扱數量の二分の一

五、鐵鋼販賣統制株式會社

四九

(八) 第三部所屬員(特約店向卸賣)

(イ) (ロ) の販賣數量を除きたる問屋取扱數量

この指示は前の協定に較べると比率が頗る不明瞭である。知る得ることは問屋扱の直賣向と特約店向(特約店扱)が半々であるといふことだけである。新聞屋の比率は示されてゐない。尤も當局指示の中には「前記各部間の取扱比率は當局の指示したるものとし日本鋼材販賣株式會社に於て定むるものとす」とあつたが日鋼販は遂にその比率を發表しなかつた。故に前の協定比率とこの指示を比較して業者間の得失を知ることは出來難いが、舊問屋、特約店各五〇%とする事、特約店は協定比率當時より六%(新問屋からの卸)減じられたといふ形になる(前記圖解参照)。而も當時特鋼聯(全國鋼材特約店商業組合聯合會)の調査によると、特約店向として賣出された數量は九ヶ月間の統計で漸く七%に過ぎず、協定比率三二%に比し甚しき懸隔あることが示された。

販賣目安 販賣比率は現在でも明示されてゐない。然らば鐵鋼販は業者間に何等の基準も置かず賣出してるかといふに、そうではない。販賣業者の切符蒐集状態と自社の採算關係から割出した販賣目安がある。「委託店、問屋及特約店に對しては各々過去の實績及び比率を目安とし、販賣分野及販賣數量の均衡を保持し得るやう運用する」のが現在の鐵鋼販の販賣方針である。この目安

に基き鐵鋼統制會及び鐵鋼販に於て想定された業者の販賣分野が、需給計畫化による特定需要、團體需要及び一般需要である。即ち特定需要は委託店、團體需要は問屋、一般需要は問屋及び特約店といふのが需給計畫化當初の建前であった。ところがこの單純な考へ方は各業者、需要者間の取引系統とマツチせざる爲め業者の猛烈な反対に逢ひ、遂に特定需要は問屋も過去の實績に基き取扱ひ得る、團體需要に就いては特約店も同様であると訂正せざるを餘儀なくされた。

併しながら需給計畫化實施によつて販賣分野の移動したことは事實で、特に下層配給業者たる特約店の分野は相當壓縮された模様である。

事務構成

〔所在地〕 東京市麹町區丸ノ内二ノ二〇鐵鋼會

名古屋支店 名古屋市西區御幸本町通九ノ八

館内

電話 丸ノ内(23)一五二一九 三七一四

八幡支店 八幡市大字櫻田一五一五ノ二

日本徵兵館内

〔支店・出張所〕

大阪支店 大阪市北區宗是町一大阪ビル内

臺北支店 臺北市京町二ノ一一

五、鐵鋼販賣統制株式會社

五、鐵鋼販賣統制株式會社

五二

札幌出張所 札幌市北二條西三ノ一

仙臺出張所 仙臺市國分町二東京火災ビル内

新潟出張所 新潟市沼垂龍ヶ島四九五四

廣島出張所 廣島市鍛冶屋町二八

〔資本金〕 五百萬圓(全額拂込)

〔株式割當〕 一株五十圓(無配當)

鐵鋼統制會

發起人 九九、六五〇株

合計 三五〇株

一〇〇、〇〇〇株

- 〔目的〕(定款第二條)
一、鐵鋼ノ購入、販賣並ニ輸移出入
二、鐵鋼ノ取引ニ關スル委託又ハ受託ヲ爲ス
コト

三、前各號ノ事業ヲ遂行スル爲ニ必要ト認ム
ル事業ニ投資シ又ハ其ノ事業ヲ營ム株式會
社ノ發起人トナルコト

四、其ノ他商工大臣ノ命ズル業務

五、前各號ニ附帶關聯スル業務

〔役員〕

取締役社長 渡邊政人

常務取締役 山口義太郎

同 波江野繁

取締役 浅田長平

同 取締役 浅野良三

監査役 春日弘

監査役 同

監査役 桃木長治

監査役 川崎芳熊

監査役 佐藤富藏

監査役 佐藤辰(兼)

監査役 下村慶二

監査役 井辰三

庶務課長 藤井辰三

半製品課長 松下秀夫

運輸課長 潤下

第一課長 島崎亨

第二課長 木口常務

第三課長 石亨

第四課長 白石

第五課長 白木

〔總務部〕

部長 長山口常務

調整課長 片山新一

業務部

部長 長波江野常務

秘書課長 佐藤陽二郎

監査課長 片山新一

〔條鋼部〕

部長 嵐嵯峨崎常務

第一課長 嵐嵯峨崎常務

第二課長 白木(兼)

〔鋼板部〕

部長 渡邊常務

第三課長 常務

第四課長 常務

五三

〔鐵鋼販賣統制株式會社〕

第一課長	白木武	男	第三課長	村上辰	男
第二課長	水野常務		第二課長	水野常務	
第三課長	大谷英夫		第三課長	大谷英夫	
部長	南山豊太		部長	西郡田	
第一課長	三輪直介		第一課長	三輪直介	
重役室勤務	藤井直衛		重役室勤務	藤井直衛	
大阪支店長	和田昌介		大阪支店長	和田昌介	
名古屋支店長	和田勇		名古屋支店長	和田勇	
八幡支店長	西郡田		八幡支店長	西郡田	
京城支店長	伊勢田亨		京城支店長	伊勢田亨	
臺北支店長	執行禎		臺北支店長	執行禎	
札幌出張所長	佐脇宗次郎		札幌出張所長	佐脇宗次郎	
仙臺出張所長	細井重		仙臺出張所長	細井重	
新潟出張所長	細井重		新潟出張所長	細井重	
廣島出張所長	服部豊		廣島出張所長	服部豊	

六、配給下部組織

販賣業者の種別 鐵鋼販賣統制會社の指定販賣業者には、委託店、問屋、扱店、シーヤ業者、特約店等があり、鐵鋼販の統制下に配給業務に從事してゐる。その數凡そ二千店で、この中約千八百店は各品種特約店である。

販賣業者の整備 本年二月鐵鋼統制會から「鋼材下部配給機關整備に關する件」が發表され、先づ新聞屋(この時から委託店と改稱)と問屋の整備が行はれた。その結果新聞屋からは一店の犠牲者も出す、八社孰れも委託店となつて更生したが、問屋からは選定基準に達せざる者多數を出し、これらは基準以上の店と合併或は相互に統合して基準に達した。現在問屋(扱店を含む)店數は九十八店で、整備前の約半數である。特約店に就いては目下整備途上であるが、恐らく現存店數の三分の一(六百店)程度に縮減されるものと見られる。

鋼材下部配給機關整備ニ關スル件 (十七年二月二十四日鐵鋼統制會發表)

一、下部配給機構

下部配給機關ハ委託店、問屋及ビ特約店トス

六、配給下部組織

六、配給下部組織

五六

- (一) 委託店ハ從來ノ指定問屋中ヨリ之ヲ選定シ、必要ニ應ジ販賣會社直賣分ノ代行及ビ海外ニ對スル配給業務ヲ擔當スルモノトス
- (二) 問屋ハ國內ニ於ケル配給ノ中樞的機能ヲ營ムモノニシテ、從來ノ問屋又ハ代表特約問屋中ヨリ之ヲ選定シ販賣會社直接ノ下部機關トシテ、卸賣業務並ニ一般市販品ノ配給業務ヲ擔當スルモノトス
- (三) 特約店ハ問屋ノ下部機關ニシテ、一般市販品中主トシテ小口需要ノ配給業務ヲ擔當スルモノトス

但シ線材ニアリテハ品種ノ特殊性ニ鑑ミ從來通リ特約店ヲ認メズ

- (二) 尚ホ需要ノ小量ナル品種ニアリテハ問屋、特約店ヲ必要トセザルニ付、之ニ代ハリ扱店ヲ設ク

備考

需要ノ小量ナル品種トハ

縞板、硬鋼板、高級仕上鋼板、並仕上鋼板、珪素鋼板ヲ謂フ

二、選定基準

(一) 委託店

委託店ハ其ノ規模、配給能力並ニ金融能力ニ基キ適格者ヲ選定スルモニシテ、其ノ性格ニ鑑ミ問屋又ハ扱店トノ兼業ヲ認メズ。

(二) 問屋(扱店ヲ含ム)

信用、配給能力、口錢收入及ビ販賣會社ノ配給監督、契約、荷渡手續等諸般ノ事情ヲ考慮シ昭和十五年度ニ於テ三萬五千馳又ハ一千萬圓以上ノ綜合取扱高ヲ有スルモノトシ、其ノ取扱品種ノ基準計數ヲ左ノ如ク定ム

(別紙)

尙ホ取扱高ガ三萬五千馳又ハ一千萬圓ニ達セザルモノト雖モ、個々ノ品種ニツキ前記基準計數ノ倍額以上ノ取扱實績アルモノニ當該品種ヲ取扱ハシム

(三) 其ノ他ノ販賣業者

委託店及ビ問屋ノ整備實施後別途方針ヲ決定ノ上實施スルモノトス

別紙

六、配給下部組織

五七

六、配給下部組織

五八

鋼			條			品種	地 區
薄板	綴板	厚板	線材	中間鋼	棒鋼		
七五〇	一〇〇	五〇〇	一、二五〇	一、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	東京、大阪
二五〇	五〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	名古屋、八幡

板					
管鋼	鋅帶珪素鋼	高級仕上鋼	並高級仕上鋼	硬鋼板	硬鋼板
鋼管(含瓦斯管)	鋅力	帶鋼	珪素鋼	並高級仕上鋼	硬鋼板
一、二五〇〇千圓	七五〇	大東阪京五三〇〇	七五〇	六〇〇	五〇
一	一五〇	*	一	一	一

(1) 委託店

沿革 共販組合時代には指定商と稱してゐた。十四年五月「鋼材配給機構整備要綱」が商工省から發表され、これに基き指定商は問屋に格下げられた。それは指定商的機能をもつ日本鋼材販

六、配給下部組織

五九

六、配給下部組織

六〇

賣株式會社が設立されたからである。日鋼販はメーカーによつて作り上げられた配給會社である。

この時から販賣業者の市場權が現實に地に落ち始めたのである。

格下げられた指定商は、從來からの問屋と區別する爲め新問屋と稱することになつた。其後十五年七月「鋼材配給整備要綱運用に關する方針」の商工省指示により、新問屋は更に鋼材問屋商業組合の第一部員と改稱され、本年からは三度改名されて委託店となり、舊問屋と絶縁状態になつて昔の指定商的存在に還つたかの觀がある。

職能 委託店の販賣分野は大きい。輸出、計畫產業、軍需等の大口其他を合はせ昔は日鋼販總賣出の四八%と協定（四六頁参照）されたものだが、今日ではそんなことではきくまい。需給計畫による特定需要は殆んど委託店の獨占場であるが、特定需要の所屬團體とそのメンバーを見れば、委託店の扱量がどれ程のものであるかは容易に察せられよう。取扱口錢は一廻二圓であるが、その取扱ふ特定需要は全部メーカーから需要家へ直送されるので、問屋の如く倉庫を要せず、從つて荷繰貸、保管料、金利等の出費がなく、而かも取扱數量は壓倒的であるから、僅少口錢でも其の利得は問屋、特約店の及ぶ所ではない。

委託店別取扱品種

三井物産株式會社 東京市日本橋區室町二ノ一 硬鋼、鋼帶

取扱品種＝重軌條及繼目板、輕軌條及繼目板（外地）

株式會社安宅商會 大阪市東區今橋三ノ三〇

圓（プロック）棒鋼、形鋼、矢板、厚板、

薄板、硬鋼板、鍼力、珪素鋼板、高級仕

上鋼板、仕上鋼板、線材（特殊線材ハ針

信用、硬鋼）、鋼帶

日商株式會社 大阪市東區今橋三ノ三〇

取扱品種＝重軌條及繼目板、輕軌條及繼目板（外地、

圓（プロック）棒鋼、形鋼、矢板、厚板、

薄板、鍼力、珪素鋼板、普通線材、帶鋼

淺野物產株式會社 東京市麴町區丸ノ内一ノ六 海上ビル

取扱品種＝輕軌條及繼目板（外地、圓（プロック）棒

鋼、形鋼、矢板、厚板、薄板、鍼力、硬

鋼板、高級仕上鋼板、仕上鋼板、普通線

材、特殊線材（低炭素、鎧裝用、電信用

大倉商事株式會社 東京市京橋區銀座二ノ二

六、配給下部組織

六一

六、配給下部組織

取扱品種：厚板、薄板

六二

三興株式會社 大阪市東區北濱五ノ三五

鋼

(2) 問屋

整備後の問屋 問屋（扱店を含む）は今春鐵鋼統制會の方針（五五頁参照）に基き整備統合を行ひ、三月二十五日鐵鋼販から次の通り指定された。棒鋼、形鋼、鋼板以上の品種を取扱ふ大問屋を綜合問屋と稱し、其他の問屋を専門問屋と呼んでゐる。

問屋一覽表

- 註 (1) 棒ハ棒鋼、中ハ中間鋼、形ハ形鋼、線ハ線材、厚ハ厚板、薄ハ薄板、硬ハ硬钢板、高ハ高級仕上鋼板、並ハ並仕上鋼板、珪ハ珪素钢板、鍼ハ鍼力板、帶ハ帶鋼、縞ハ縞板、瓦ハ瓦斯管、管ハ钢管
(2) 棒鋼ニハ伸鐵ヲ不含
(3) 中間鋼ニハ特別用途鋼ヲ不含
(4) 鋼管トハ罐用钢管、瓦斯容器用钢管及一般用钢管ヲ云フ

(一) 東京地區

(店名)	(扱品種)	(營業所)
合資會社 森岡平右衛門商店	棒、中、形、線、厚、薄、帶、瓦、管	日本橋區江戸橋一ノ二
株式會社 岡谷商店東京支店	棒、中、形、厚、薄、硬、帶、瓦、管	京橋區八丁堀四ノ三
株式會社 入丸商店	棒、中、形、厚、薄、硬、高、並、帶、縞	同 西八丁堀一ノ八
株式會社 伊藤信廣商店	棒、中、形、縞	八丁堀四ノ六
東京鋼材株式會社	棒、形、厚、薄、帶	同 寶町一ノ九ノ三
第一鋼材株式會社	棒、中、形、厚、薄、高、並、縞	同 八丁堀四ノ一 (岸本ビル)
株式會社山本商會東京營業所	中	日本橋區本町四ノ一 麹町區丸ノ内二ノ六 東九號館三號
株式會社 河合佐兵衛商店	中、硬	本所區石原町四ノ八 京橋區寶町二ノ五
株式會社 内田商店	薄、鍼、帶	同 寶町二ノ六
株式會社 木下商店	線、薄、硬	日本橋區兜町三ノ一九
株式會社 集成社	高、並	
入山商事株式會社東京出張所	帶	

六、配給下部組織

六三

六、配給下部組織

六四

株式會社 松本茂八商店 高、並 同 同 茅場町三ノ七
日獨貿易株式會社 帶 合名會社加納商店東京出張所 帶 同 同 吳服橋一ノ三
有限會社 共榮商會 鋼 草葉商店 鋼
合資會社 佐野商店 鋼 株式會社 高野商店 鋼
株式會社 石橋商店 鋼 株式會社 住友本社東京販賣店 管
株式會社 齋藤長八郎商店 瓦、管 湯淺金物株式會社 棒、帶
株式會社 西村鐵店 高、並 株式會社 近藤鋼商店東京支店 硬
上野半兵衛商店 硬

日本橋區兩國一ノ四 浅草區小島町二ノ三一 京橋區京橋二ノ六 京橋區寶町三ノ七
日本橋區丸ノ内一ノ二 魏町區丸ノ内一ノ二 京橋區寶町三ノ七
日本橋區綠町三ノ二〇 日本橋區大傳馬町三ノ二 本所區綠町三ノ二〇
ノ一〇 神田區須田町二ノ一一 同 材木町一八

東京鐵管株式會社 瓦、管
東京鐵力板販賣株式會社 鋼
高島屋飯田株式會社 高、並、珪、鋤、帶
東陽物產株式會社 鋼
合資會社 平野精孝商店 薄

大阪鋼材株式會社 棒、中、形、厚、薄、縞
三和鋼材株式會社 棒、中、形、厚、薄、帶、縞
株式會社 井上商店 棒、形、線、厚、薄
關西鋼材株式會社 棒、中、形、線、厚、薄、帶
合資會社 吉村商店 棒、形、厚、薄、帶
合名會社 山本東作商店 棒、中
小倉商事株式會社 厚、薄、帶

六、配給下部組織

六五

日本橋區室町二ノ四
(三和ビル)
京橋區寶町二ノ五
京橋區銀座西二ノ一
日本橋區通二ノ一
京橋區八丁堀四ノ一
西區立賣堀南通六ノ一五
同 西長堀南通三ノ二二
同 立賣堀北通四ノ二
同 立賣堀南通五ノ五
同 立賣堀北通四ノ四
同 西長堀南通一ノ六
同 立賣堀北通二ノ三
同 西道頓堀二ノ一〇

六、配給下部組織

六六

株式會社 山本貞吉商店 中、硬
津田 鋼材 株式會社 中、硬、高、並
合名會社 浅井 商店 中、高、並
株式會社 岡谷商店大阪支店 中、硬、瓦、管
株式會社 富永 商店 薄
株式會社 出島 商店 薄
株式會社 渡邊榮一商店 薄、並、帶
中山商事株式會社 線、鐵

合名會社 片山榮一商店 線

大阪金網株式會社 線
株式會社 佐渡島英錄商店 薄、鐵
入山商事株式會社 帶

日獨貿易株式會社 大阪支店 帶
株式會社 小島商店 帶

西區新町南通三ノ一六

同 南堀江通リ一ノ二三

同 新町南通二ノ二七

同 新町通四ノ七

同 立賣堀北通五ノ一四

南區長堀橋通一ノ一四

西區立賣堀北通六ノ三六

同 西道頓堀通四ノ一〇

同 立賣堀南通五ノ一五

同 立賣堀南通六ノ一五

西區道頓堀通三ノ一九

南區安堂寺橋通一ノ一〇

合資會社 井上悅次郎商店 鐵
大阪鐵力板販賣株式會社 鐵
合資會社 山本菊藏商店 高、並、鐵
山本信義商店 高、並
合資會社 千葉金三郎商店 高、並
合資會社 橘村商店 線
株式會社 古島商店 瓦、管
キゲタ鋼管販賣株式會社 瓦、管
丸榮商事株式會社 瓦、管
株式會社 木下商店大阪支店 硬
會社 松本茂八商店大阪出張所 高、並
株式會社 日本鋼管商會 瓦、管
合資會社 小倉千代治商店 帶
株式會社 山本商會 中、線

六、配給下部組織

六七

六、配給下部組織

六八

株式會社河合佐兵衛商店大阪支店 中、硬

株式會社 内田商店大阪支店 帶

株式會社 集成社大阪出張所 高、並

合名會社 名鐵商會高、並

株式會社住友本社神戸販賣店 管

阪尾商店 硬

株式會社 近藤鋼商店 中、硬

大東薄板商事株式會社 薄

浪華商事株式會社 薄

大阪鐵管販賣株式會社 瓦、管

大洋商事合資會社 鋼

協同鋳力株式會社 鋼

高島屋飯田株式會社大阪支店 高、並、珪、鋳、帶

大阪線材有限會社 線

三、名古屋地區

株式會社岡谷商店 棒、中、形、厚、薄、鋳、帶

株式會社伊藤信廣商店名古屋支店 棒、中、形、厚

合名會社石原商店鐵部 棒、形、厚、薄

名古屋鋼材株式會社 棒、形、薄

合名會社淺井商店名古屋出張所 中

合名會社加納商店 帶

東海鋤力有限公司 鋼

日獨貿易株式會社名古屋支店 帶

津田鋼材株式會社名古屋支店 中

高島屋飯田株式會社名古屋支店 支店 帶

株式會社榎谷商會 棒、形、厚

合名會社渡邊藤吉本店 棒

六、配給下部組織

六九

西區薩摩堀東ノ町一五
同 西道頓堀通三ノ一七
同 江戸堀上通
(日本海上ビル)

名古屋市西區鹽町四メ九
神戸市神戸區榮町一ノ二
大阪市西區立賣堀南通四
ノ一(住友ビル)

西區鞆南通四丁目
同 立賣堀五ノ一七

東區大川町三一
西淀川區浦江下通三ノ三〇
西區幸町通三ノ一九ノ一

設立手續中
東區横堀一ノ一一
同

中區鐵砲町一ノ七
西區那古野町二ノ六〇

中區廣小路西通一ノ二〇
西區傳馬町四ノ九

中區末廣町一ノ一二
西區鹽町四丁目

中區下廣井町二ノ五
同 岩井通五ノ三五
西區御幸本町通九ノ八
日本微兵館 日本微兵館
同 御幸本町通九ノ八
日本微兵館

六、配給下部組織

七〇

大阪鋼材株式會社 小倉支店 棒、形、厚

株式會社山本商會小倉營業所 中

小倉市勝山町三四二
同 博勞町六〇ノ一

仁田商事株式會社 薄

下關市東南部町七七

九州鋼材株式會社 棒、形、厚

若松市北濱町開一

(特定需要)を除き、一旦自己の倉庫に引いた上販賣するのを建前としてゐる。特約店に卸賣を爲す一方、實需家にも直賣してゐる。問屋といふ名稱からすれば卸賣を專業とするかに考へられるが、鋼材問屋にあつては卸も小賣もするので、こゝに小賣專業者たる特約店との間に絶えず摩擦が續けられ、配給統制上の癌となつてゐる。この問題を根本的に解決するには次の二つの方法が考へられる。

一、は問屋が直賣を廢めること（即ち卸專業となること）

二、は問屋が卸賣を廢めること（即ち特約店が鐵鋼販から直接仕入れること）

併し右孰れの方法も問屋にそつては同意し難い所である。何となれば統制の強化は卸業否定の傾向を有するから卸專業となることは危険である。といつて直賣一本となることは、現に確保しつゝ

ある卸口錢(廻五圓)の喪失を意味するからこれも打撃である。併しかうした問屋の自己防衛は無理のない所で、問屋の經營は現在決して樂ではない。保管料、荷繩費、金利、共配所負擔金を五圓の口錢から支出すれば殘る所は幾許もない。而かも民需向は猶ほ壓縮される趨勢にある。その影響は特約店も同様であるから、實績確保に狂奔する問屋、特約店の相剋は今後更に深刻化することと思はれる。

共配制 統制とは個々の恣意を許さざることであるとすれば、配給統制に於ても當然販賣業者の恣意的配給は禁ぜられねばならない。恣意的配給は情實賣りに走り易く、公平な配給は期し難い。共配制の本旨はこゝにあるので、即ち各問屋によつて仕入れられた鋼材を先づ共配所の共同管理に移し、共配所は之を鐵鋼割當證明書の受付順位によつて各問屋に出荷指圖を爲し、各問屋への利益分配は共同計算によることを骨子とするものである。特約店向鋼材の中棒鋼、形鋼、厚板に對しては既に十五年十月から商工省の指示により共配制が實施されてゐたが、十六年十一月からは問屋販賣品の中棒、形に對しても之が行はれ、更に本年四月からは統制會の指示に基き問屋取扱ひの全品種に對し全面的に實施することになり、東京、大阪、名古屋、八幡四地區に鋼材共同配給所が設置されたのである。各地區共配所の規約は次の通りで、鐵鋼販は六月十日之を承認した。

六、配給下部組織

七一

六、配給下部組織

七二

鋼材共同配給所規約

第一章 總 則

第一條 本共同配給所（以下共配所ト稱ス）ハ（東京、大阪、名古屋、八幡）鋼材共同配給所ト稱ス
第二條 本共配所ハ鐵鋼販賣統制株式會社（以下鐵鋼販ト稱ス）ノ指示ニ從ヒ其ノ販賣ニ係ル左記
鋼材ノ共同配給ヲ爲スヲ目的トス

東京 棒鋼、中間鋼、形鋼、線材、厚鋼板、縞鋼板、薄鋼板、硬鋼板、高級仕上鋼板、仕上鋼板
硅素鋼板、鍼力板（含ローモ板）、帶鋼、瓦斯管、鋼管

大阪 棒鋼、中間鋼、形鋼、線材、厚鋼板、縞鋼板、薄鋼板、硬鋼板、高級仕上鋼板、仕上鋼板
硅素鋼板、鍼力板（含ローモ板）、帶鋼、瓦斯管、鋼管

名古屋 棒鋼、中間鋼、形鋼、厚鋼板、薄鋼板、縞鋼板、薄鋼板、硬鋼板、高級仕上鋼板、仕上鋼板

八幡 棒鋼、中間鋼、形鋼、厚鋼板、薄鋼板

第三條 東京 本共配所ハ第二條各品種ノ鐵鋼販指定問屋及扱店ヲ以テ組織ス

大阪 本共配所ハ第二條各品種ノ鐵鋼販指定問屋及扱店ヲ以テ組織ス

名古屋 本共配所ハ第二條各品種ノ鐵鋼販指定問屋ヲ以テ組織ス

八幡 本共配所ハ第二條各品種ノ鐵鋼販指定問屋ヲ以テ組織ス

第四條 本共配所ニ左ノ部會ヲ置ク

東京 （一）棒鋼部會 （二）中間鋼部會 （三）形鋼部會 （四）線材部會 （五）厚鋼板部會 （六）薄

鋼板部會 （七）硬鋼板部會 （八）仕上鋼板部會 （九）硅素鋼板部會 （十）鍼力板部會 （十一）

帶鋼部會 （十二）瓦斯管部會 （十三）鋼管部會

大阪 （一）棒鋼部會 （二）中間鋼部會 （三）形鋼部會 （四）線材部會 （五）厚鋼板部會 （六）薄

鋼板部會 （七）硬鋼板部會 （八）仕上鋼板部會 （九）硅素鋼板部會 （十）鍼力板部會 （十一）

帶鋼部會 （十二）瓦斯管部會 （十三）鋼管部會

名古屋 （一）棒鋼部會 （二）中間鋼部會 （三）形鋼部會 （四）厚鋼板部會 （五）薄鋼板部會

（六）鍼力板部會 （七）帶鋼部會

八幡 （一）棒鋼部會 （二）中間鋼部會 （三）形鋼部會 （四）厚鋼板部會 （五）薄鋼板部會

部會ハ必要ニヨリ分科會ヲ設クルコトヲ得

第五條 部會ハ本共配所決定事項ヲ遵守スルモノトス

第六條 本共配所ノ事務所ハ（東京市、大阪市、名古屋市、小倉市）ニ置ク但シ必要アル場合ハ地

六、配給下部組織

七三

六、配給下部組織

七四

区内ニ支部ヲ設クルコトヲ得

第七條 本共配所ノ品種別配給地區ハ左ノ通リトス

東京 棒鋼、形鋼、中間鋼、厚鋼板、稿鋼板、薄鋼板、硬鋼板、高級仕上鋼板、仕上鋼板、硅素
鋼板、鍼力板及帶鋼ニ付テハ樺太、北海道、青森縣、岩手縣、秋田縣、宮城縣、山形縣、新潟
縣、福島縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、千葉縣、埼玉縣、東京府、神奈川縣、山梨縣及長野縣
トス

瓦斯管及鋼管ニ付テハ前項ノ外靜岡縣、愛知縣、岐阜縣、富山縣、石川縣、福井縣及三重縣ヲ
加ヘタルモノトス

線材ニ付テハ全國一圓トス

大阪 棒鋼、形鋼、中間鋼、厚鋼板及薄鋼板ニ付テハ滋賀縣、京都府、大阪府、奈良縣、和歌山
縣、兵庫縣、鳥取縣、岡山縣、廣島縣、島根縣、高知縣、香川縣、德島縣、愛媛縣、鹿兒島縣
及沖繩縣トス

鍼力板、帶鋼、瓦斯管及鋼管ニ付テハ前項ノ外山口縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、長崎縣、熊
本縣及宮崎縣ヲ加ヘタルモノトス

稿鋼板、硬鋼板、高級仕上鋼板、仕上鋼板及硅素鋼板ニ付テハ前二項ノ外靜岡縣、愛知縣、岐
阜縣、富山縣、石川縣、福井縣及三重縣ヲ加ヘタルモノトス線材ニ付テハ全國一圓トス
名古屋 各品種共、靜岡縣、愛知縣、岐阜縣、富山縣、石川縣、福井縣及三重縣トス
八幡 各品種共、山口縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣及宮崎縣トス

第八條 本規約ヲ訂正又ハ變更スル場合ハ總會ノ議ヲ經テ鐵鋼販ノ承認ヲ要スルモノトス

第二章 事業

第九條 本共配所ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、申込順位ノ決定
- 二、配給順位ノ決定

三、東京及大阪 對鐵鋼販買契約問屋及批店ノ決定

名古屋及八幡 對鐵鋼販買契約問屋ノ決定

四、東京及大阪 對需要家配給問屋及批店ノ決定

名古屋及八幡 對需要家配給問屋ノ決定

五、東京及大阪 對特約店擔當問屋及批店ノ決定

六、配給下部組織

七五

六、配給下部組織

七六

名古屋及八幡 對特約店擔當問屋ノ決定

- 六、契約品ノ共同管理
- 七、損益ノ共同計算
- 八、東京及大阪 所屬問屋、批店並ニ下部配給機關ニ對スル指導監督
- 名古屋及八幡 所屬問屋並ニ下部配給機關ニ對スル指導監督
- 九、諸調査報告ノ作成
- 十、鐵鋼板ヨリ指示アリタル事項
- 十一、其ノ他必要ナル事項

第十條 前條各號事業ノ施行ニ關スル細則ハ品種別部會ニ於テ之ヲ定メ理事會ノ議ヲ經テ鐵鋼販ノ承認ヲ要スルモノトス

第三章 役員及職員

第十一條 本共配所ニ左ノ役員ヲ置ク

理事（東京十三名、大阪十三名、名古屋七名、八幡五名）

理事ノ中一名ヲ理事長トス

理事ハ部會委員長ヲ以テ之ニ充テ理事長ハ理事中ヨリ互選シ何レモ鐵鋼販ノ承認ヲ得テ之ヲ決定ス

理事長及理事ノ任期ハ二ヶ年トス但シ重任ヲ妨ケス

部會役員ニ關スル規程ハ部會毎ニ別ニ之ヲ定ム

第十二條 理事長ハ共配所事務ヲ統轄シ共配所ヲ代表ス理事ハ理事長ヲ輔佐シ共配所事務ヲ處理ス

第十三條 本共配所會計事務ヲ監督スル爲部會委員中ヨリ監事若干名ヲ選任スルコトヲ得

理事ハ監事ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第十四條 本共配所ニ職員若干名ヲ置ク

職員ハ理事長之ヲ任命ス

部會職員ニ關スル規程ハ部會毎ニ別ニ之ヲ定ム

第四章 機 關

第十五條 本共配所ニ左ノ機關ヲ置ク

一、總會

二、理事會

六、配給下部組織

七七

六、配給下部組織

七八

東京 總會ハ所屬問屋及扱店全員ヲ以テ組織シ理事會ハ理事ヲ以テ組織ス
大阪 總會ハ所屬問屋及扱店全員ヲ以テ組織シ理事會ハ理事ヲ以テ組織ス
名古屋 總會ハ所屬問屋全員ヲ以テ組織シ理事會ハ理事ヲ以テ組織ス
八幡 總會ハ所屬問屋全員ヲ以テ組織シ理事會ハ理事ヲ以テ組織ス
總會及理事會ノ議長ハ理事長ハ理事長之ニ當ル

理事長事故アル場合ノ議長ハ理事中ヨリ理事長之ヲ指名ス

第十六條 總會及理事會ハ必要ニ應シ隨時理事長之ヲ招集ス

第十七條 理事會ハ本共配所事業ノ運用ニ必要ナル事項及總會ニ附議スヘキ事項ヲ審議ス

第五章 會 計

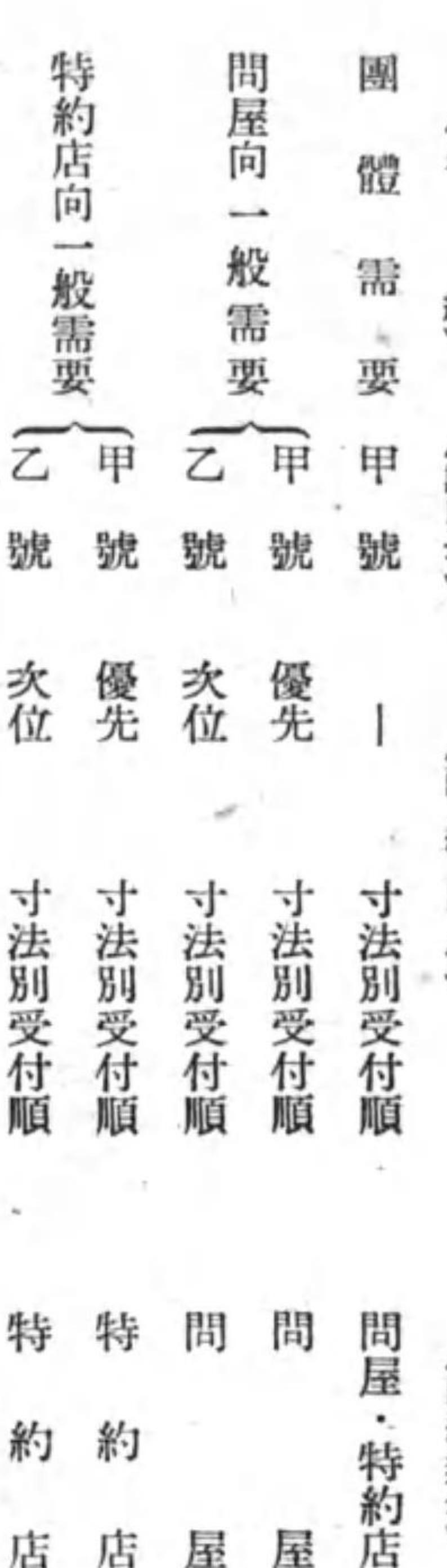
第十八條 本共配所ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ至ル一ヶ年トス

第十九條 本共配所ニ要スル經費收支豫算ハ別ニ定メタル賦課方法ニヨリ部會ニ賦課徵收ス

前項ノ經費賦課方法並ニ決算報告ハ總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

配給方法 共配所の配給方法は各地區により多少相違する點もあるが、大體は團體需要、問屋向一般需要、特約店向一般需要の三系統に従つて配給される。共配所は毎日問屋、特約店を通じて

需要家から提出される切符をこの三系統に整理し、各々寸法別に受付順位を附し、引當品が入荷次第切符を提出した問屋、特約店をして需要家に配給せしむるのである。一般需要の中には甲號證明書と乙號證明書と二種あるが、共配所はこれを區分し其の各々に受付順位を附し、同一寸法のものが入荷すれば先づ甲號證明書に優先配給するのである。以上を圖解すると次の通りである。



共配所の構成

(1) 東京鋼材共同配給所

〔役員〕

〔所在地〕 東京日本橋區茅場町二ノ一六

理事長

(棒鋼部會委員長)

森岡秀三郎

六、配給下部組織

七九

不二越ビル三階

電話茅場町(66)三五三八七八

六、配給下部組織

八〇

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
（中間鋼部會委員長） 大島 嘉幸
（形鋼部會委員長） 池谷 賴緒
（線材部會委員長） 大塚豊次郎
（厚板部會委員長） 伊東 源吾
（薄板部會委員長） 久我 道正
（硬鋼板部會委員長） 木下 茂
（仕上鋼板部會委員長） 池谷 賴緒
（硅素鋼板部會委員長） 川瀬義三郎
（鍼力板部會委員長） 佐野 武雄
（帶鋼部會委員長） 黒須 定次
（瓦斯管部會委員長） 齋藤長八郎
（鋼管部會委員長） 石橋 慶藏
〔部會及所屬員〕
棒鋼部會 日本橋區茅場町二ノ一六不二越ビ
ル三階
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
所屬員 || 森岡、岡谷、入丸、伊藤信、第一
線材部會 日本橋區江戸橋一ノ二森岡平右衛
門商店内
所屬員 || 森岡、木下
厚板部會 日本橋區茅場町二ノ一六不二越ビ
ル三階
所屬員 || 森岡、岡谷、入丸、伊藤信、第一
鋼材
所屬員 || 森岡、岡谷、入丸、伊藤信、第一
鋼材

薄板部會 京橋區寶町一ノ九

所屬員 || 森岡、岡谷、入丸、東京鋼材、第一

一鋼材、内田、木下、平野

硬鋼板部會 京橋區寶町二ノ五木下商店内

所屬員 || 岡谷、入丸、河合、津田、木下、

近藤鋼、上野

仕上鋼板部會 京橋區寶町三ノ七齋藤ビル

所屬員 || 入丸、第一鋼材、津田、集成社、

松本、西村、高島屋

珪素鋼板部會 京橋區銀座西二ノ一 高島屋

飯田株式會社内

所屬員 || 高島屋

鍼力板部會 日本橋區兩國四六

所屬員 || 内田、共榮、草葉、佐野、高野、

東京鍼力板、高島屋、東陽

六、配給下部組織

八一

帶鋼部會 京橋區寶町一ノ九

所屬員 || 森岡、岡谷、入丸、東京鋼材、津

田、内田、入山、日獨、加納、湯

淺、高島屋

瓦斯管部會 京橋區寶町三ノ七齋藤ビル内

所屬員 || 森岡、岡谷、石橋、住友、齋藤、

東京鐵管

鋼管部會 同所

所屬員 || 森岡、岡谷、石橋、住友、齋藤、

管

2) 大阪鋼材共同配給所

〔所在地〕 大阪市西區立賣堀南通六ノ一五

電話新町 三四一六 三四一九

六、配給下部組織

八二

理事長	伊藤 重義	棒鋼部會 西區立賣堀六ノ一五
理事	伊藤 重義	所屬員 井上、井村、大阪鋼材、吉村、關
同	大野生太郎	西鋼材、山本東、三和
同	村岡 義雄	中間鋼部會 西區立賣堀南區三ノ三
同	井上 光次	所屬員 井村、大阪鋼材、岡谷、河合、關
同	千葉金三郎	西鋼材、津田、山本東、山本貞、
同	中榮定治郎	山本商會、近藤鋼、淺井、三和
同	荻阪八十馬	所屬員 井上、井村、大阪鋼材、關西鋼材
同	中家 保美	吉村、三和
同	友繁 友吉	形鋼部會 西區立賣堀南通六ノ一五
同	肥田 增雄	所屬員 井上、井村、大阪金網、大阪線材、關西
同	渡邊 榮一	鋼材、德山、中山、山本商會、穂村
同	野口 穣	厚板部會 西區立賣堀南通六ノ一五
同	萬吉	所屬員 井上、井村、大阪鋼材、小倉、關
〔部會及所屬員〕		

西鋼材、吉村、三和

薄板部會 同所

所屬員||井上、井村、富永、大阪鋼材、小

倉商事、渡邊榮、關西鋼材、吉村、大

東薄板、浪華商事、出島、佐渡島、三

和

硬鋼板部會 西區立賣堀南通四ノ一

所屬員||岡谷、河合、津田、山本貞、近藤

鋼阪尾、木下

仕上鋼板部會 西區立賣堀北通六ノ三四

所屬員||千葉、渡邊榮、高島屋、津田、名

鐵、山本信、山本菊、松本茂、淺

井、集成社

珪素鋼板部會 東區橫堀一ノ一二

所屬員||高島屋

六、配給下部組織

八三

(3) 名古屋鋼材共同配給所

所屬員||ヰゲタ、日本鋼管、岡谷、丸榮、

古島、共榮鋼管、住友、大阪鐵管

所屬員||ヰゲタ、日本鋼管、岡谷、丸榮、

古島、共榮鋼管、住友、大阪鐵管

六、配給下部組織

八四

〔所在地〕 名古屋市中區榮町三ノ五 明治屋

ビル内 電話中局一三五六

中間鋼部會 同所

所屬員 || 岡谷、伊藤信、淺井、津田

〔役員〕

理事長 北川源次郎

理事 (棒鋼部會委員長) 伊藤 信廣

同 (中間鋼部會委員長) 中島 錄三

同 (形鋼部會委員長) 北川源次郎

同 (厚板部會委員長) 石原得兵衛

同 (薄板部會委員長) 中西 四郎

同 (錫力板部會委員長) 石川 安宏

同 (帶鋼部會委員長) 加納庄太郎

〔部會及所屬員〕

所屬員 || 岡谷、伊藤信、石原、名古屋鋼材

〔所在地〕 小倉市寶町六二

電話 小倉八四六一

所屬員 || 岡谷、加納、日獨、高島屋

〔所在地〕 小倉市寶町六二

電話 小倉八四六一

所屬員 || 榊谷、渡邊藤、大阪鋼材、九州鋼材

(3) 特約店

毛細管的機能 特約店は全國各道府縣に散在し、主として小口需要を扱ふ所から、毛細管的配給機能を有するものとして存在價值を認められてゐる。其の數は棒、形、板特約店だけで一時は三千店を算したが、昭和十四年の整備により半減して現在に及び、目下再度の整備に際會してゐる。

鋼材特約店整備要綱

鐵鋼統制會配給部が事業活動に入るに當り、三大旗幟として掲げたものは(1)三販賣會社の統合、(2)共配制の確立、(3)配給下部組織の再編成であつた。その中(1)は既に實現し(2)も略ば完成し(3)も委託店及び問屋の整備が終り、ただ最後の段階として特約店の整備のみが残されてゐた。特約店の整備は中小業者整備に關する政府の方針と關聯する所が深いので、配給部では極めて慎重な態度で立案を進め、商工省とも數次に亘る折衝を重ねた爲め、半歳に亘る日子を費消して漸く整備要綱の決定を見るに至り、九月一日鐵鋼局長通牒を以て各地方長官に要綱が通達された。

選定基準數量は現在の特約店扱量に比し相當高いもので、殘存する特約店は統合店を合算し六百店程度（現存店數の三分の一）と豫想される。整備の特徴は大都市特約店に對しては専門品種を扱はしめ、地方特約店に對しては全品種を扱はしめたこと、地方特約店の存置は基準數量よりも地域に重點を置いたこと、特約店の共同配給制度を設定したこと、轉廢業者に對し共助資金據出の方法を講じたこと等である。

鋼材特約店整備ニ關スル件（九月一日鐵鋼局長通牒）

鋼材配給機構ニ關シテハ逐年整備ノ歩ヲ進メ來リタル處鐵鋼統制會ノ設立ニ伴ヒ配給統制機關ノ統合及問屋機構ノ整備ヲ實施スルニ至リタルヲ以テ鋼材特約店ニ關シテモ之ニ即應シ一層其ノ統制方式ヲ強化スルノ要有之更ニ近時ノ鋼材需給情況ノ急激ナル變轉ニ伴フ特約店取扱數量ノ減少ニ關シテモ特約店ヲ一段ト整備シ以テ合理的配給ヲ實施シ地方小口需要ニ對スル圓滑ナル配給ヲ確保スルノ要アルヲ以テ今般別ニ添附セル要綱ニ基キ鋼材特約店整備ヲ實施致ス事ト相成候ニ付テハ右了知ノ上所定基準ニ據リ貴管下特約店選定方相煩度此段及通牒候也

追テ本件整備ノ實施ニ關シテハ特ニ左記諸點御留意ノ上措置相成度申添候

記

- 一、本件ハ鐵鋼統制會ニ於テ實施シツツアル鋼材ノ配給統制ト密接不可分ノ關係有之ニ付本件整備ノ實施ニ付テハ同統制會ト緊密ナル連絡ヲ執ルコト
- 二、本件ハ一般小賣業ノ整理統合トノ關係モ有之特約店選定ニ當リテハ鐵鋼統制會ト豫メ連絡ノ上中小商工業再編成協議會ニ附議又ハ報告スルコト
- 三、被選定特約店ハ鐵鋼統制規則ニ基キ鐵鋼販賣統制株式會社ヲシテ之ヲ指定セシムル要有之ニ付來ル十月二十日迄ニ報告ノコト

六、配給下部組織

六、配給下部組織

一八八

四、本整備要綱ニ基キ轉廢業セル者ニシテ生活困難ナル状態ニ陥ル虞アル者ニ對シテハ要綱ニ定ムルノ外「中小商工業者共助費補助實施要綱」ニ依リ金六百圓ヲ限度トシテ共助金ヲ交付スルモノトスルコト

鋼材特約店整備要綱

一、方針

鋼材需給情況ノ急激ナル變轉ニ鑑ミ鋼材特約店ヲシテ地方小口需要ニ對スル毛細管的配給機能ヲ一層發揮セシメルト共ニ其ノ統制方式ヲ一段ト強化シ鐵鋼ノ圓滑ナル配給ニ支障ナカラシムル必要アルヲ以テ次ノ要領ニ依リ鋼材特約店機構ヲ整備セントス

右整備ニ當リテハ鐵鋼統制會ヲ參劃セシムルモノトス

二、要領

(一) 特約店選定基準

- (1) 選定基準地域 市及郡ヲ以テ基準地域トスルコト
- (2) 選定基準數量又ハ存置數

(1) 東京市及大阪市 昭和十六年中ニ於テ一八〇廻以上ノ取扱實績ヲ有スルコト

(2) 名古屋市及福岡市 各六店宛トスルコト
(3) 其ノ他ノ地域

A 昭和十六年中ニ於テ六〇廻以上ノ取扱店ハ之ヲ存置スルコト

B 需要量僅少ナル地域ニ對シテハ數地域ヲ取纏メ交通上要衝ノ地點ニ一店ヲ設置スルコト

但シ(1)(2)共合併ニヨリ基準廻數ニ達シタルモノハ之ヲ認ム

(3) 存置店ノ業態ニ付テハ個人企業態ヲ存置スルモノトシ且可及的鐵鋼第二次製品（特ニ釘、針金、鐵線及亞鉛鐵板）兼業者ヲ尊重スルコト

但現ニ合同會社又ハ商業組合ニ於テ營業シ居ルモノハ特ニ變更ヲ要セザルモノトス

(4) 基準廻數ニ達シタルモノト雖モ統制違反等ノ事實アルモノニ付テハ之ヲ考慮スルコト

(2) 残存特約店取扱品種

(1) 四都市ノ特約店 從來ノ取扱品種ノ範圍内トスルコト

(2) 其ノ他ノ地域ノ特約店 全品種トスルコト

(3) 統制方式 府縣別棒、形、板ノ商業組合ヲ擴大シ全特約店ノ全取扱品種ヲ包攝スル商業組合

六、配給下部組織

六、配給下部組織

九〇

タラシメ同組合ヲシテ別紙「特約店共同配給制實施要領」ニ依リ統制仕入及統制販賣（共同配給制）ヲ実施セシムルコト

四 轉廢業者ニ對スル補償 本整備要綱ニ基キ轉廢業セルモノニ對シテハ別紙「轉廢業者ニ對スル補償實施要領」ニ依リ共助資金ヲ據出セシメ之ニ交付スルコト

特約店共同配給制實施要領

一、引合及配給

- (イ) 特約店商業組合（以下組合ト稱ス）ハ各特約店ヨリノ引合ノ内容ヲ検討ノ上受理スルコト
- (ロ) 組合ハ右引合ヲ團體需要別及一般需要別ニ整理ノ上地區指定問屋ノ鋼材共同配給所ニ提出スルコト
- (ハ) 組合ハ引合ニ添附セラレタル鐵鋼割當證明書ニ檢印押捺ノ上之ヲ特約店ニ返却スルコト
- (二) 配給順位ハ原則トシテ受付順位ニ依ルコト
- (ホ) 配給擔當店ハ原則トシテ引合提出店トナスモ團體需要ニシテ數量相當經マリタル場合又ハ廣地域ニ亘ル場合等ニ於テハ分割擔當セシムルコトヲ得ルコト
- (ヘ) 組合ハ引合ニ對シ地區指定問屋ノ鋼材共同配給所ヨリ引受ノ決定並ニ入庫通知ヲ受ケタル場

合ニ於テハ直チニ之ヲ配給擔當店ニ通知スルコト

（右通知寫テ地區指定問屋鋼材共同配給所ニ送付ス）

(ト) 組合ハ鐵鋼販賣統制株式會社其他上部機關トノ連絡及組合員ニ對スル監督ニツキ責任ヲ有スルコト

二、在庫操作

組合ハ組合員ノ手持在庫品ニ對シ必要ニ應ジ融通ヲ命ズルコトヲ得ルコト

三、計算事務

組合ハ第一項(ニ)ノ順位ヲ變更シタル場合(ホ)ノ分割擔當ヲナサシメタル場合及第二項ノ在庫融通ノ場合ニ於テ共同計算ヲナスコト

四、統計事務

組合員ガ鐵鋼販賣統制株式會社ニ提出スペキ諸統計ハ組合ニ於テ集計報告スルコト

五、其 他

(イ) 指定問屋鋼材共同配給所ハ豫メ府縣別擔當問屋（又ハ扱店）ヲ決定シ契約及契約ニ伴フ一切ノ事項ヲ擔當セシムルコト

六、配給下部組織

九一

六、配給下部組織

九二

- (口) 右ノ擔當問屋（又ハ扱店）ハ東京、大阪、愛知、福岡ヲ除クノ外品種別ニ一府縣一店ヲ原則
トスルコト

東京、大阪、愛知、福岡ノ四府縣ハ特約店向數量及問屋扱高ヲ考慮ノ上擔當問屋ヲ決定スルコ
ト

轉廢業者ニ對スル補償實施要領

一、補償ノ對象トナルベキ轉廢業者ノ範圍

營業主體ガ個々ノ特約店ニシテ實績ガ基準以下ナル場合、整備後如何ナル形態ニ於テモ鋼材販賣
業務ニ携ハラザルモノヲ以テ補償ノ對象トシ左記ノ場合ハ補償ノ對象トセザルモノトス

- (イ) 营業主體ガ個々ノ特約店ニシテ實績ガ基準以下ナル場合ニ於テ整理ニ當リ合併又ハ「クオ
ター」ヲ讓渡シタルモノ
- (ロ) 营業主體ガ特約店商業組合ニシテ各特約店トシテ存在シ配給事務ニ携ハ
ルモノガ特約店ノ資格ヲ喪失シタルモノ
- (ハ) 营業主體ガ合同會社ニシテ尙特約店ガ特約店又ハ合同會社支店トシテ存在シ配給事務ニ携ハ
レルモノガ其ノ資格ヲ喪失シタルモノ

二、補償金額

轉廢業者各店ニ對スル補償金額ハ第三項ノ補償基準金額ニ昭和十六年中ノ實績ヲ乘ジタル金額ノ
三倍（三ヶ年分）トス

三、補償基準金額

補償基準金額ハ一廻ニ付キ左記ノ通リトス

棒鋼、形鋼、厚板	金四圓トス
中間鋼、薄板及帶鋼	金五圓トス
硬鋼板	金六圓トス
高級仕上鋼板、並仕上鋼板及鍛力 珪素鋼板及鋼管	金八圓トス
	金拾圓トス

四、補償資金據出方法

- (イ) 二ヶ年分ハ殘存特約店ヨリ共助資金トシテ據出セシムルコト
右金額ハ各特約店ノ取扱高ニ應ジ（檢印制アル品種ニツキテハ檢印廻數ニヨル）特約店商業組
合ヲシテ廻當リ金五拾錢以上ヲ徵取セシメ一ヶ年以内ニ總額ヲ據出セシム
- (ロ) 一ヶ年分ハ鐵鋼販賣統制株式會社ヨリ據出セシムルコトトス

六、配給下部組織

九三

六、配給下部組織

九四

五、交付方法

轉廢業者ニ對シテハ一ヶ年間ニ補償金額ヲ一時金トシテ又ハ二回拂ニテ交付スルコトトス

統轄機關 現在棒、形、板の特約店は各道府縣に鋼材特約店商業組合(特商組)を組織し、その連絡機關として東京に全國鋼材特約店商業組合聯合會(特鋼聯)を結成してゐる。聯合會は各地區に支部を設置し地區内組合の統轄に當つてゐる。數府縣の特商組では共同仕入、共同販賣を行つてゐるが成績は上つてゐない。特約店整備の結果組合員の數が著しく減じた場合、果して組合が維持出来るか、またその必要があるかといふ問題が生じて來ると思はれる。そこで將來は道府縣別組合を解消し、全品種を包含した四地區別組合に改組されることが豫想される。

全國鋼材特約店商業組合聯合會

〔本部〕 東京市京橋區西八丁堀三ノ八伊東ビル内 電話京橋(56)三〇〇 三五九

〔東部支部〕 所在地及電話本部と同じ

地 区 北海道、青森縣、岩手縣、秋田縣

山形縣、宮城縣、福島縣、栃木縣

〔西部支部〕 大阪區西區立賣堀南通三ノ二三
地 区 新潟縣、長野縣、山梨縣、東京都
新潟縣、長野縣、山梨縣、東京都
神奈川縣

地 区 石川縣、富山縣、福井縣、靜岡縣
岐阜縣、愛知縣、三重縣

〔九州支部〕 戸畠市通町一ノ五八ノ五七
地 区 滋賀縣、京都府、大阪府、和歌山

電話戸畠五三一一番

〔中部支部〕 名古屋區西區小鳥町七八
地 区 山口縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣
熊本縣、大分縣、宮崎縣

電話 西六四六五

扱 量

特約店の仕入は問屋の組織する共配所を通じて行はれる。即ち問屋の仕入れた鋼材を卸して貰ふ譯であるが、問屋が特約店に卸す品種、寸法、數量は鐵鋼販で決定し、特約店向として約定番號を異にしてあるから、問屋は特約店向として入荷したものを他へ流することは出來ない。十四年五月商工省から發表された「鋼材配給機構整備要綱」には「指定問屋より特約店へ流すべき鋼材は之を確保することとし輸出又は特定大口の増量に依り影響を蒙らざる様配意すべきものとす」であつて、特約店の扱量は一應確保されてゐるのである。併しどの程度に確保されてゐるかといふことは、現在では明らかでない。一時は販賣會社賣出總量の三三%と協定され、或は問屋店賣の五〇%と定められ(四六頁参照)たが、今日ではそうした取極めは死文化されてゐる。鐵鋼販では委

六、配給下部組織

九五

託店、問屋、特約店に扱はせる數量は勿論今日と雖も比率或は目安に基いて決定するのであるが、業者には知らしむべからず、依らしむべしの方針から、比率とか目安とかは容易に發表はしない。そこで特約店側は事ある毎に神經過敏となり、扱量の確保に苦慮し、配給改善を叫ぶのであるが、好もしき展開はない。

團體需要と特約店 需給計畫による團體需要は當初問屋のみの取扱とし、特約店には取扱はせない建前であつたが、團體需要家の中には從來特約店の實績に屬するものが相當ある所から鐵鋼販も特約店側の要望を容れ其の取扱を許容した。併し固々團體需要には特約店向としての約定がなく、従つて特約店に對する口錢が含まれてゐないので、これが解決方法として鐵鋼販は、特約店が團體需要を取扱つた場合その數量及び口錢は、特約店向一般需要の中から振替へるといふ措置を決定した。右に關する鐵鋼販の文書は次の通りである。

特約店取扱ニ係ル團體需要ノ取扱口錢ニ關スル件

(十七年八月八日鐵鋼販通牒)

特約店ガ團體需要ヲ取扱ヒ得ルコトニ付テハ曩ニ通告致置候處ナルモ取扱口錢並ニ其ノ具體的支拂方法等ニ關シテハ次ノ如ク御處理相成度此段得貴意候

一、特約店ガ團體需要ヲ取扱ヒタル場合ハ正規取扱口錢ヲ與ヘラルベキコト

二、問屋ガ團體需要向ノ入荷品ヲ其ノ目的ノ爲メ特約店ヲ經テ配給シタル場合配給當該數量ヲ特約店向一般需要向契約ノ入荷品ヨリ差引補填スルコトヲ得

但シコノ場合補填ニ用フル品種寸法ニ關シテハ特約店側ト協議ノ上之ヲ決定スルモノトス

三、問屋ハ前項ニヨリ補填ニ用ヒタル特約店向一般需要契約ニ附隨スル特約店取扱口錢ヲ以テ特約店ノ團體需要ノ取扱口錢ヲ賄フモノトス

右文書は其の取扱つた團體需要に對しては別に口錢を附せられるものと信じてゐた特約店を狼狽且つ憤激せしめたが、結局は泣寝入りより外なく、特約店としては一得一失の結果となつた。

今後の特約店問題 現在特約店に向けられる鋼材は共配所で別個に保管し、特約店を通じて提出される切符にのみ充當してゐるが、若し切符が問屋に偏在した場合は特約店向は堆貨となり、特約店に切符が偏在した場合は反対の現象が起る。需要寸法に就いても問屋に在り特約店に無い場合があり、またその反対の場合もある。これは問屋向、特約店向を一本とすることによつて彼此融通の道がつく譯で早晚實現されるものと思はれる。これによつて特約店は證明書の受付順位に於て問屋を一列に並び、配給速度を問屋と齊しくするから特約店にとつては好結果とならう。

地方特約店に在庫を持たすことは、縣内の緊急需要に應する上から必要な措置ではあるが、供給に餘裕のない現状では早急實現は不可能である。

四都市(東京、大阪、名古屋、福岡)特約店は問屋と其の所在地を等しくするので、問屋と販賣分野の獲得競争が激烈である。今回の整備後も東京、大阪には猶ほ百店位ひの特約店が殘存するであらうし、問屋との競争も繼續されるであらう。これが需要家にとつて良き意味のサービスとなるれば結構であるが、事態は必ずしもそうなるとは限らず、配給層間の相刺より生ずる弊害の方が大きくなるかも知れぬ。かうした業者の摩擦(問屋、特約店間のみならず、問屋間にも仕入クオーターを繞る葛藤あり)は畢竟共配制を強化し、各問屋結束して共配所一本による仕入を行ふことによつてメーカーの掣肘を脱し、眞に公平無私且つ敏活なる事務機構に改善せざる限り解決せらるべきものではない。特約店としては右の如く共配制改善を促進するか、或は地區毎に仕入會社を設置し鐵鋼販と直接買入契約をするか、窮屈は二者孰れかに方向を定めるより外はあるまい。

七、鐵鋼需給の計畫化

重點配給 價格の昂騰が許された自由經濟時代には、需要の増大は兎も角充足された。然るに價格がストップされた統制經濟の今日では、需要の増大は一に統制の力によつて充足されるよりほかはない。而かも生産には限度があるから、需要の増大を全部充足することは出來ない。先づ國家的に必要なる部面を優先としなければならない。こゝに重點的配給の不可避とされる理由がある。

本年度第一・四半期から實施された「鐵鋼需給の計畫化」は即ち重點主義配給の最も強化された事例である。昨年十二月十五日鐵鋼局長から鐵鋼統制會宛「鐵鋼需給の計畫化に關する件」として通牒した文書の冒頭にも「現在既發行鐵鋼割當證明書にして鐵鋼未入手なるもの相當數量に上り鐵鋼需給の不均衡甚しく且鐵鋼入手時期亦不確定なるを免れざるを以て緊急事態に即應せんが爲めに是之等缺陷の諸因を除去し鐵鋼の的確なる重點的配給を圖る事不可避と思料せられ候」と記されてゐる。

この鐵鋼に於ける重點配給の順位を需要部門別に示すと次の通りである。

〔第一順位〕 特定需要(メーカーより需要家に直送)

七、鐵鋼需給の計畫化

(1) 軍需の大部

- (2) 計畫的大口需要（鐵道、車輛、造船、自動車、圓筒向素材等）
- (3) 定期的に同種鋼材を一定量以上反覆使用するもの（亞鉛鐵板、ドラム罐、食糧品罐又は釘針金の製造業者等）

〔第二順位〕團體需要（團體別に共配所倉庫へ出荷）

- (1) 需要量僅少なる計畫產業（鑛山、炭礦）
- (2) 定期的に同種鋼材を反覆使用するものの中所要量一定量以下の需要（ドラム罐、五ガロン罐等）
- (3) 計畫性あるも小口なる爲め直送不適當のもの

〔第三順位〕一般需要（共配所倉庫へ出荷）

特定需要又は團體需要の水準に達せざるもの、所謂店賣品である。

このほか「特殊規格需要」といふ種別があるが、これは特殊の鋼質又は寸法で例外配給である。以上三種の需要中、第一順位の「特定」及び「團體」は、需要家個々の希望寸法が製造業者にまで連繋され（註文製作）るが、第三順位の「一般」は大握みに將來の需要寸法を見込んで製作（見込製

作）される。

この分類によつて大體重點配給の方向が示されてゐるのであるが、鐵鋼統制會では更に精密な調査を以て特定需要又は團體需要の基準として團體毎に品種と需要家を指定してゐる。

改善案

需給計畫化は右の如く戰時下緊急重要產業への重點配給を主眼とした關係上、消費を主體とした需給計畫であつた。併しメーカーのロールプランは、需給計畫化の如く一期を単位としては立ち難いことが最近に至り明らかにされて來た。そこで需要を生産に計畫化すには、少くとも全期を單位として生産に連繋し得る需要でなければならぬといふ意見が有力化して來た。即ち消費を主體とした需給計畫化でなく、生産を主體とした需給計畫化である。併しこの條件に沿ひ得る可能性あるものは特定需要のみであつて、團體需要となると全期単位の申込は到底摘要難い。現在一期単位でも需要寸法の豫定が立たず、A表（申込表）の提出が期日より大分遅れてゐる位ひである。大體團體別に生産し、團體別に保管し配給しようとするのが無理で、實際は到底計畫通り行くものではない。そこで團體需要は申込を一括して生産し、配給も團體の區別なく申込順で行へば餘程簡略化しては来るが、そうすると團體需要本來の意味が無くなるから、寧ろ團體需要は廢止せよといふ意見も行はれてゐる位ひで、いづれ需給計畫化は根本的に改訂されるものと見られてゐる。

七、鐵鋼需給の計畫化

鐵鋼需給の計畫化に關する通牒及び資料

鐵鋼需給ノ計畫化ニ關スル件 (昭和十六年十二月十五日鐵鋼局長通牒)

現在既發行鐵鋼割當證明書ニシテ鐵鋼未入手ナルモノ相當數量ニ上リ鐵鋼需給ノ不均衡甚シク且
鐵鋼入手時期亦不確定ナルヲ免レザルヲ以テ緊急事態ニ即應センガ爲メニハ之等缺陷ノ諸因ヲ除去
シ鐵鋼ノ的確ナル重點的配給ヲ圖ル事不可避ト思料セラレ候處今般左記方針ニ基キ別ニ添付セル實
施要領ニ基キ鐵鋼需給ノ計畫化ヲ實施スルコト、相成候條了知相成度此段依命及通牒候也

記

- 一、需給ノ計畫化ハ軍官民ノ鐵鋼需要ヲ一體トシテ之ヲ行フコト
- 二、各四半期開始四ヶ月前ニ消費部門別推定割當ヲ行ヒ之ニ基キ提出セラレタル需要ニ對シ計畫的
生產ニ移行スルコト
- 三、消費割當ハ各四半期一ヶ月前ニ行フコト、其ノ時必要アラバ前項ノ生產計畫ヲ修正スルコト
- 四、需給ノ計畫化へ移行スルニ當リ受渡未了既割當分ニ付テ適切ナル措置ヲ講ズルコト

鐵鋼需給ノ計畫化實施要領

一、推定割當ニ需要ノ生產ヘノ連繫

1 商工省ハ毎四半期開始四ヶ月前ニ當該期ニ於ケル消費部門別割當額ヲ推定シ之ヲ鐵鋼統制會
(以下統制會ト稱ス)ニ通知ス

右推定割當額ハ商工省ニ於テ關係廳ト協議ノ上其ノ時ニ於ケル最近ノ既定物動數量ヲ標準トシ
情勢ヲ加味シテ之ヲ定ム

2 鐵鋼需要ヲ左ノ四種ニ分類シ統制會ハ前項ノ推定割當額ニ基キ夫々ノ需要ヲ以下ノ方法ニ依
リ取纏メ之ヲ當該期ノ生產計畫ニ連繫セシム

A 個別扱需要 需要者ノ個々ノ註文ヲ製造業者ニ連繫約定スルモノニシテ、現品ガ製造業者
ヨリ需要者ニ直送セラル、モノ

(イ) 特定需要

(A) 特定需要トハ軍需ノ大部、鐵道、車輛、造船、自動車、圓域向素材等計畫的需要ニ
シテ且各需要者ノ註文量纏マレルモノ並ニ亞鉛鐵板、ドラム罐、食料品罐又ハ釘、針金
ノ製造業等定期的ニ同種鋼材ヲ反覆使用スルモノニシテ且所要量一定量以上ノ需要者ノ
七、鐵鋼需給の計畫化

七、鐵鋼需給の計畫化

一〇四

註文ヲ謂ヒ統制會ニ於テ適宜需要者ト協議シ各品種ニ付豫メ需要又ハ需要者ヲ定ム

(B) 統制會ハ消費部門別推定割當額ノ範圍内ニ於テ特定需要者ニ對スル受註量ヲ決定
(商工省ト協議ス) シ之ヲ當該需要者又ハ需要統制團體ニ通知ス

(C) 右需要者ハ通知ヲ受ケタル數量ニ付品種寸法ヲ定メ發註スルト共ニ當該需要統制團體ハ自己團體員ノ希望品種寸法ヲ取纏メタル發註綜括表ヲ統制會ニ送付ス尙民需以外ノモノニ在リテハ主務官廳ヨリ發註綜括表ヲ統制會ニ送付ス

(D) 販賣會社ハ註文ヲ統制會ニ提出セラレタル發註綜括表ト照合ノ上註文引受ヲ決定シ製造業者及發註者ト契約ヲ締結ス

軍向製造業者直賣分ニ付テハ製造業者ニ於テ註文ヲ統制會ニ送付セラレタル發註綜括表ト照合ノ上契約ヲ締結ス

(口) 特殊規格需要

(A) 特殊規格需要トハ特殊ナル鋼質又ハ寸法ニシテ市場ニ豫メ在庫スルコト不適當ナルモノニシテ且(イ)ノ特定需要ニ該當セザルモノヲ謂フ

(B) 特殊規格需要ニ付テハ消費割當決定後發註、契約ノ手續ヲ履ム

B 總括扱需要 問屋ノ註文品トシテ綜括的ニ製造業者ニ連繫約定スルモノニシテ現品ハ原則トシテ問屋ノ倉庫ニ送付セラレ此處ヲ荷捌所トシテ販賣セラル、モノ
(イ) 團體需要

(A) 團體需要トハ鑛山炭礦等計畫產業ナルモ各需要者ノ註文量僅少ナルモノ並ニ**ドラム**罐、**五ガロン**罐等定期的ニ同種鋼材ヲ反覆使用スルモノノ中所要量一定量以下ナル需要者ノ註文等需要其ノモノハ計畫性アルモ小口ナル爲製造業者ヨリ直送スルヲ不適當トスルモノヲ謂ヒ統制會ニ於テ適宜需要者ト協議ノ上各品種ニ付豫メ團體ヲ定ム

(B) 統制會ハ消費部門別推定割當額ニ基キ團體需要ニ對スル受註量ヲ決定シ (商工省ト協議ス) シ之ヲ當該需要統制團體ニ通知ス

(C) 需要統制團體ハ右數量ニ付自己團體員ニ對スル割當ヲ行ヒ 希望品種寸法別數量、納期ヲ需要地區別ニ取纏メ此ノ受註綜括表ヲ統制會及當該地區問屋團體ニ送付ス

(D) 各地區問屋團體ハ右需要統制團體ヨリノ發註綜括表ヲ取纏メ販賣會社ニ自己ノ註文トシテ發註ス

(E) 販賣會社ハ統制會ト協議ノ上受註ヲ決定シ製造業者及問屋ト契約ヲ締結ス

七、鐵鋼需給の計畫化

一〇五

七、鐵鋼需給の計畫化

一〇六

此ノ場合個々ノ需要者ハ未ダ發註セズ

(口) 一般需要

(A) 所謂店賣品ニシテ前述三種以外ノ總テヲ謂フ

(B) 統制會ハ消費部門別推定割當額中個別扱需要及團體需要ヲ控除シタル數量ヲ販賣會社ニ連絡シ販賣會社ハ各地區ノ需要、品種別生產割當ヲ比照シタル上各地區ノ品種別配給量ヲ當該地區問屋團體ニ通知ス

(C) 問屋團體ハ可及的需要統制團體ト連絡ノ上需要狀況並ニ在庫狀態ニ依リ將來ノ需要寸法ヲ見込ミ前項ニ依リ通知ヲ受ケタル數量ニ付寸法別希望表ヲ作成シ之ヲ販賣會社ニ提出ス

(D) 販賣會社ハ右希望表ヲ生產能力又ハ發生品ト照合吟味シ受註ヲ決定シ製造業者及問屋ト契約ヲ締結ス

二、生産

1 統制會ハ個別扱需要及團體需要ノ希望品種ニ依リ需要內容ヲ察知シ生產能力ト對比ノ上四半期品種別生產割當ヲ爲ス

- 2 前述ノ四種ノ需要ハ夫々區分ヲ明確ニシ製造業者ニ移サレ製造業者ハ原則トシテ納期ノ順序ニ從ヒ生產ス、生產後ノ發送ニ當リテモ各種需要間ノ區分ヲ明確ニス
- 3 製造業者ノ手持契約量ヲ常ニ三ヶ月分ニ保チ生產遂行ノ圓滑ト註文履行ノ確保ヲ期ス
- 4 鋼材ノ使用効率ヲ高メル爲超過生產ヲ極力防止ス（註文外一級品ノ買取價格ヲ低減）

三、消費割當一發券

1 商工省ハ企畫院ト協議ノ上消費割當量ヲ決定シ之ヲ統制會ニ連絡スルト共ニ各消費部門ニ通知ス

- 2 消費割當ハ特殊ノ品種（薄板、鍼力、帶鋼、線材、珪素鋼板、高級仕上鋼板、サツシユバー及各種鋼材短尺發生品）ヲ除キ鋼材總廻數ニテ行フ
- 3 統制會ハ右消費割當ト曩ニ通知セル受註量トヲ對比シ不足分ニ就テハ追加受註セシム
- 4 消費割當ニ基キ軍、官廳及需要統制團體ハ割當證明書ヲ發行ス
割當證明書ハ特殊ノ品種（2参照）ヲ除キ品種ヲ區分セズ

尙需要統制團體ニ於テ割當證明書ヲ發行スルニ當リテハ統制會ノ定ムルトコロニ從フモノトス

四、引渡

七、鐵鋼需給の計畫化

一〇七

七、鐵鋼需給の計画化

一〇八

1 特定需要ハ割當證明書ノ發行ヲ受ケ之ヲ囊ニ發註シタル相手方ニ提出シ現品ヲ入手ス、軍需中割當證明書ヲ要セザルモノニ在リテハ生産完了ト共ニ現品ヲ入手シ製造業者ヨリ統制會ニ出荷ヲ報告ス

2 特殊規格需要ハ割當證明書提示ノ上契約スルモノナル故生産完了ト共ニ現品ヲ入手ス
3 團體需要ニ就テハ製品ハ製造業者ヨリ各地區間屋團體ニ需要統制團體別ニ區分シ發送シ、問屋團體ハ之ヲ需要統制團體別ニ區分シ共同管理シアルヲ以テ需要者ハ需要地區ノ問屋團體又ハ問屋ニ割當證明書ヲ提示シ現品ヲ入手ス、問屋團體ニ於テハ團體別ノ區分ヲ明確ニ爲シ置クベキモノトス

4 一般需要ハ自己所在府縣ノ販賣業者ニ割當證明書ヲ提示シ現品ヲ入手ス、府縣販賣業者ハ組合ニ於テ共同仕入、共同販賣ヲ實施スルト共ニ當該府縣擔當ノ地區大問屋ト連絡シ現品配給ノ圓滑ヲ期ス

五、需給計畫化ヘノ經過措置

1 特定需要及團體需要

(イ) 本措置實施期以降ハ特定需要及團體需要ニ移行シタル者若ハ團體ニ付テハ割當證明書ノ様

式ヲ變更シ新割當證明書ニヨリテノミ現品ノ引渡ヲ受ケ得ルモノトス、此ノ爲鐵鋼需給統制規則ヲ一部改正ス

(ロ) 統制會ハ豫メ製造業者ヨリ實施期迄ニ積出可能ナル向先別積出豫定數量ノ通知ヲ受ケ之ヲ當該需要及需要統制團體ニ移牒ス

(ハ) 各需要統制團體ハ實施期ニ於テ受渡未了ナル割當證明書ヲ回収シ重要性ニ應ジ適宜新規割當ノ範圍内ニ於テ舊割當ヲ復活シ得ルモノトス

(二) 既割當分中實施期迄ニ入手見込薄キモノニシテ復活時期遲延ノ不可ナルモノニ付テハ需要者ニ於テ直チニ割當證明書ヲ回収シ之ヲ團體ニ提示シ新規割當中ヘ復活セシムル様措置スルモノトス

2 一般需要

(イ) 特定需要及團體需要ニ移行セザル者若ハ團體ニ付テハ其ノ受渡未了割當證明書數量ヲ明確ニシタル上本措置實施後適當ノ時期ニ於テ1ノ方法ニ準ジ新樣式割當證明書ニ移行ス

右數量ヲ明カニセンガ爲之等ノ者ガ本措置實施後ニ於テ舊割當證明書ヲ行使スルニ當リテハ發券團體ノ證印ノ押捺ヲ受クルモノトス

七、鐵鋼需給の計畫化

一〇九

七、鐵鋼需給の計畫化

一一〇

(口)此ノ爲實施期以後ノ數期ニ涉リ適當量ノ整理用鋼材ヲ保留ス

3 本措置ハ昭和十七年度第一四半期分ヨリ之ヲ實施ス

鐵鋼需給ノ計畫化實施要領ニ基ク需要種別一覽表 (八月末現在)

(需要統制機關名)	(需要種別)	(指定品種名)	(指定期間團體員名)
内務省	團體需要	全品種	
大藏省	團體需要	全品種	
逓信省	團體需要	全品種	
鐵道省	團體需要	全品種	
軌道統制會	團體需要	全品種	
造船統制會	特定需要	全品種	
造船統制會關西造船協議會	團體需要	全品種	全會員
造船統制會九州造船協議會	團體需要	全品種	全會員
造船統制會關東造船協議會	團體需要	全品種	全會員
造船統制會東北造船協議會	團體需要	全品種	全會員
造船統制會中國造船協議會	團體需要	全品種	全會員
產業機械統制會	特定需要	全品種	
特定需要	帶鋼	管、船渠、石井、鐵工所、浦賀船渠、 三井造船所、日立製作所、石川島造船所、 藤永田造船所、川崎重工業所、新潟鐵工所、 三井電機、若松、服部、三井機械製作所、 日立製作所、新潟鐵工所、日本機械製作所、 汽車會社、東京芝浦電氣、日立製作所、 三井鐵山三池製作所	
團體需要	帶鋼以外ノ品種	大坂鐵工所、田中機械製作所、新潟鐵工所、 三井電機、若松、服部、三井機械製作所、 日立製作所、新潟鐵工所、日本機械製作所、 汽車會社、東京芝浦電氣、日立製作所、 三井鐵山三池製作所	
團體需要	全品種	右以外ノ會員	
(右以外ノ鐵鋼統制會々員ノ自家使用分ハ全品種特定需要トシ他ヨリ 購入ノ分ハ全品種團體需要トス)			
電氣機械統制會	特定需要	全品種	
		(汽車會社、東京芝浦電氣、日立製作所、 三井鐵山三池製作所)	
七、鐵鋼需給の計畫化			一一一

七、鐵鋼需給の計画化

一一二

特定需要 珪素鋼板 富士電機、大阪變壓器、明電舍、安川電機
團體需要 珪素鋼板以外ノ品種 富士電機、大阪變壓器、明電舍、安川電機

團體需要 全品種 右以外ノ會員

(右以外ノ鐵鋼統制會々員ノ自家使用分ハ全品種特定需要トシ他ヨリ購入ノ分ハ全品種團體需要トス)

精密機械統制會 特定需要 全品種 (石井鐵工所、汽車會社、新潟鐵工所、日立製作所、三菱電機)

特定需要 帶鋼 鋼理研工業

團體需要 帶鋼以外ノ品種 鋼理研工業

團體需要 全品種 右以外ノ會員

車輛統制會 特定需要 全品種 (新潟鐵工所、日本車輛、東京芝浦電氣、川崎重工業、川崎車輛、三菱田中車輛、帝國車輛、工業、汽車會社、三菱梁)

團體需要 全品種 右以外ノ會員

(右以外ノ鐵鋼統制會々員ノ自家使用分ハ全品種特定需要トシ他ヨリ購入ノ分ハ全品種團體需要トス)

自動車統制會 特定需要 全品種 (トヨタ自動車、日產自動車、川崎車輛、チゼル自動車)

團體需要 全品種 右以外ノ會員

ドラム罐工業組合聯合會 特定需要 薄板 (日本鋼管、德山鐵板、大谷重工業、吾嬬製鋼、齋藤ドラム罐、大阪鐵板、日本ドラム、中村ドラム、東京ドラム、淀川製

團體需要 薄板 右以外ノ會員

日本琺瑯鐵器工業組合 聯合會 一般需要 薄板 全會員

團體需要 薄板 右以外ノ品種 全會員

日本王冠コルク工業組合 特定需要 鍼力 日本硝子

團體需要 鍼力 右以外ノ品種 全會員

七、鐵鋼需給の計畫化

一一四

日本線材製品統制株式會社	特定需要	線
--------------	------	---

東京亞鉛、鍍金、興國、鋼線索、小澤
田幡太會線、村製、和東鋼線、杉、田
製、鐵、尼崎、支店、螺、大井、製、東洋
所、東洋鐵線、工業、安田、製、釘、江戶、製
製、釘、川合、製、釘、名古屋、中京倉久、製
丸十、鋼業、旭、大角、製、線、富田川、製
須、工業、攝、河內、製、線、中川、製、線、三、製
岡、同、製、線、小林、製、釘、大阪、製、釘、出、製
(益)、鐵、線、製、造、富士、鐵、線、工業、阪、製、釘、式、會、製、材、鋼、釘、興、池、線、第
業、宮、下、鐵、鋼、線、製、造、東、寺、鐵、線、大、場、淀、村、社、惠、鋼、工、所、株、袋、一、線、
平野、鋼、業、枚、岡、鐵、線、報、國、製、線、工、市、製、鋼、上、枚、比、業、吉、八、式、鋼、市、製

日本自轉車工業組合聯合會	團體需要	線
一般需要	右以外ノ品種	材
特定需要	帶	全會員
團體需要	帶	右以外ノ會員

日本サツシユ統制株式會社	特定需要	サツシユバー	東洋鋼材
團體需要	サツシユバー	右以外ノ會員	
一般需要	右以外ノ品種	全會員	

日本電線管統制株式會社	特定需要	日本パイプ、東京芝浦電氣
特定需要	帶	日本パイプ、東京芝浦電氣

亞鉛鐵板統制株式會社	團體需要	鋼	右特定需要以外ノ會員
一般需要	帶	全會員	
一般需要	薄	全會員	
一般需要	右以外ノ品種	全會員	
一般需要	東洋製罐	全會員	
一般需要	右以外ノ品種	全會員	
一般需要	力	右以外ノ會員	
一般需要	力	川勝製罐、則武製罐、東洋製罐	
五ガロン罐工業組合	特定需要	力	
團體需要	鋅	力	
	鋅	右以外ノ會員	

七、鐵鋼需給の計畫化

一一六

日本高壓容器工業組合	一般需要	右以外ノ品種	全會員
日本磨帶鋼統制株式會社	團體需要	鋼管	全會員
	一般需要	右以外ノ品種	全會員

日本硬鋼線材加工工業組合	團體需要	帶鋼	〔高砂鐵工、理研工業、日本磨帶鋼、新家 東京亞鉛鍍金、興國鋼線索、小澤製線、 杉田製線、江戸川製線、池袋鋼線、日本 和製線、吉田製鋼、鈦所、星ヶ坂、昭和 東洋製鋼、南海製線鋼索、田端昭本 鐵線鋼索、日本鋼線〕
	一般需要	右以外ノ品種	全會員

日本シヤベル統制株式會社	團體需要	線材	〔淺香商店、日本工具、白山拔ナット、地 球ライオン〕
	一般需要	右以外ノ品種	全會員

團體需要	薄板	右以外ノ會員
------	----	--------

團體需要	薄板	右以外ノ會員
------	----	--------

日本帶鋼熔接管工業組合	一般需要	右以外ノ品種	全會員
聯合會	團體需要	帶鋼	全會員

日本鋼索製造工業組合	一般需要	右以外ノ品種	全會員
------------	------	--------	-----

日本鋼索製造工業組合	特定需要	線材	〔興國鋼線索、日本鐵線鋼索、東京製鋼、 昭和製鋼、東洋製鋼、中央製鋼、關西製 鋼、笠村製鋼〕
------------	------	----	--

日本鋼索製造工業組合	一般需要	右以外ノ品種	全會員
------------	------	--------	-----

日本鋼索製造工業組合	一般需要	右以外ノ品種	全會員
------------	------	--------	-----

鐵鋼統制會	特定需要	全品種	〔工場資材用ニテ自家使用分ニ付全會員 原材料ニシテ購入分ニ付全會員 加工用材料(第二次製品)ニ付當該需要統 制機關ニ加入シ居ラザル場合ノ自家使用統 分ニ付全會員〕
-------	------	-----	---

團體需要	全品種	工場資材用ニテ購入分ニ付全會員
------	-----	-----------------

特定需要	〔會員外ニシテ鐵鋼統制會ニテ發券スルモノノ内ノ左記品種 ニ付左記團體〕
------	--

電信用線材	遞線會
-------	-----

七、鐵鋼需給の計畫化

一一八

高炭素線材 特殊硬鋼線材配給協議會
針布用線材 針布用線材配給協議會

一般需要 會員外ニテ鐵鋼統制會ニテ發券スルモノニテ右以外ノモノ

特殊鋼協議會	團體需要	全品種	全會員
日本鋳鋼協議會	團體需要	全品種	全會員
鑄鐵山統制會	團體需要	全品種	全會員
日本アルミニウム工業組合	團體需要	全品種	全會員
石油鑄業物資統制協議會	團體需要	全品種	全會員
石炭統制會	團體需要	全品種	全會員
石油業物資統制會	特定需要	全品種	全會員
石油鑄業物資統制協議會	特定需要	全品種	全會員
團體需要	全品種	全會員	帝國石油、日本鑄業、北樺太石油
團體需要	全品種	全會員	帝國石油、日本鑄業、北樺太石油
石油業物資統制會	特定需要	薄板	日本石油、三菱石油

特定需要	鋅力	日本石油、三菱石油、早山石油、丸善石油、新津石油、大協石油
團體需要	薄板鋅力以外ノ品種	日本石油、三菱石油
團體需要	鋅力以外ノ品種	早山石油、丸善石油、新津石油、大協石油
團體需要	全品種	右以外ノ會員
人造石油業物資協議會	團體需要	全會員
電氣事業協同會	團體需要	全品種
社團法人 帝國瓦斯協會	特定需要	鋼管
日本電解曹達工業組合	團體需要	東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯
日本アンモニア法曹達	特定需要	薄板
工組合	全品種	昭和曹達、中山製鋼、旭ベンベルグ
日本アンモニア法曹達	薄	昭和曹達、中山製鋼、旭ベンベルグ
特定需要	全品種	右以外ノ會員
日本アンモニア法曹達	全品種	德山曹達、宇部曹達、東洋曹達、旭ガラス

七、鐵鋼需給の計畫化

一一〇

團體需要	薄板以外ノ品種	德山曹達、宇部曹達、東洋曹達、旭ガラス
團體需要	全 品 種	右以外ノ會員
硫安肥料製造業組合	團體需要	全 品 種 全會員
セメント統制會	團體需要	全 品 種 全會員
樺太	團體需要	右特定需要以外ノ樺太揚
南洋	團體需要	右特定需要以外ノ南洋揚
對滿事務局	團體需要	但シ満洲揚素材ニ限ル
朝鮮總督府	團體需要	全品種 朝鮮鐵道局、朝鮮重工業 （朝鮮鋼業、朝鮮製釘、仁川製釘、朝鮮火 工、日本ヒューム）
興亞院	團體需要	全品種 但シ支那揚素材ニ限ル
朝鮮總督府	團體需要	全品種 朝鮮鐵道局、朝鮮重工業 （朝鮮鋼業、朝鮮製釘、仁川製釘、朝鮮火 工、日本ヒューム）
朝鮮總督府	團體需要	全品種 朝鮮鐵道局、朝鮮重工業 （朝鮮鋼業、朝鮮製釘、仁川製釘、朝鮮火 工、日本ヒューム）
團體需要	右特定需要以外ノ朝鮮揚	

臺灣總督府	特定需要	全 品 種	交通局鐵道部
特定需要	鐵 力	糖業聯合會	
特定需要	線 材	臺灣鐵線、臺灣ゼニス	
團體需要	右特定需要以外ノ臺灣揚		

所屬團體未定	特定需要	全 品 種	日立兵器株式會社
特定需要	全 品 種	石川島芝浦タービン株式會社	

- 【註】(1) 上記官廳並に需要統制機關に於て發行する鐵鋼割當證明書は甲號様式とし、特定需要或は團體需要として引受せられたものは證明書の上部右欄外に「申込済」の印が押捺されてゐる。
- (2) 日本自轉車工業組合聯合會及び日本帶鋼熔接管工業組合聯合會の所屬員に對しては、日本機械器具工業組合聯合會より乙號樣式證明書を發行するが、事實措置としては甲號樣式證明書と同様の取扱を爲すこと。判別に就いては證明書左上方に「自轉車」又は「帶鋼管」と標示しあり。
- (3) 日本機械器具工業組合聯合會より日本燃料機合同株式會社に對し發行する乙號證明書も甲號證明書と同様に取扱ふこと。該證明書には「燃料機」の標示あり。

軍需鐵鋼割當證明書の種類及び需要種別

七、鐵鋼需給の計畫化

一一一

一、着色なきもの

本證明書の交付を受けたものは所屬需要統制機關の證印を要しない。

二、着色あるもの

(イ) 陸軍發行の證明書 上部に一條の赤線あり

(ロ) 海軍發行の證明書 二條の赤色斜線あり

受配給者は所屬需要統制機關の證印を受くること。

三、充足軍需鐵鋼割當證明書

前記二の證明書と同様式とし受配給者は所屬需要統制機關の證印を受くること。

四、需要種別

(ア) 製造業者より直接購入分は特定需要として取扱ふ。

(イ) 販賣會社より直接取得分（販賣業者の代行する場合を含む）は特定需要、販賣業者より取得する分は一般需要又は團體需要として取扱ふ。

(ハ) 民間購入分に就いては民間業者が特定需要者なるときは特定需要、團體需要者なるときは團體需要、一般需要者なるときは一般需要として取扱ふが、特定需要或は團體需要として不適當

なるものは一般需要として取扱ふ。また特殊な銅質、寸法で市場に在庫なきものは特殊規格需要、特に計畫的に確保を必要とするものは軍特別團體需要として取扱ふ。

暫定的改善策

需給計畫化の改善に就いては、鐵鋼統制會はメーカー、配給業者、需要家の各代表者を招致して其の意見を徵した結果、來年度第一・四半期を改善實施の目標に目下具體策を考究中であるが、差當り暫定策として、先づ團體需要の在庫累増を防止する爲め、證明書を發行後一ヶ月以内に配給業者に提出せざる需要家に對しては、需要の緊急性乏しきものとして他の緊急なるものに引渡す措置を講じ、また一部品種寸法の在庫固定に對しては一般需要より團體需要へ、團體需要より一般需要へ現品の振替操作を爲すことに決定すると共に、第四・四半期の特定需要及び團體需要の申込方法を次の通り是正した。

本年度第四・四半期普通壓延鋼材受註量ニ對スル申込ニ關スル件

（九月三日鐵鋼統制會通牒）

七、鐵鋼需給の計畫化

一二四

拜啓 陳者標記本年度第四・四半期普通壓延鋼材受註量ニ付テハ目下手配中ニ有之近々御通知可申上候處第四・四半期ノ申込ニ際シテハ左記ノ點特ニ御留意ノ上御申込被下度此段御通知旁々得貴意候

敬具

追而先般御示教相賜候鐵鋼需給ノ計畫化運用改善ノ具體策ニ付テハ目下銳意考究中ニ有之候處根本的ニ検討ヲ要スベキ點モ有之候間之ガ決定實施ハ來年度第一・四半期以降ト可相成候ニ付テハ不取敢第四・四半期申込ニ當リテハ事務的ニ至急是正ヲ必要トスル點ノミ暫定的ニ決定仕候次第ニ有之御諒承被下度候

以上

記

一、申込明細表（A、A'表）ノ性格

從來申込明細表ハ需要者ノ註文書ニ準ズルモノトシテ處理シ居リタル處性格ノ規定曖昧ナリシ爲申込ニ當リ需要者ニ依リテハ計畫性乏シキ需要ヲモ見込ヲ以テ申込セラル、結果、實際ノ受渡ニ當リテハ寸法變更等ノ希望申出アリ之ガ爲計畫化遂行ニ支障ヲ來シツ、アルニ鑑ミ、申込明細表ノ性格ヲ明確ニ需要者ノ註文書トシテ處理スルコト、セリ、從ツテ現品受渡ニ際シ寸法變更ヲ絶對認メザルコト、ス

二、受註量ニ對スル申込

第一項ノ如ク申込明細表ノ性格ヲ明確ニ需要者ノ註文書トシ受渡ニ當ツテハ寸法變更ヲ認メザルニ付受註量ニ對スル申込ニ當ツテハ計畫性濃厚ナルモノ、ミヲ申込ムコト、シ計畫性乏シキモノハ絶對申込ヲセズ一般需要トシテ御購入アリ度シ

元來特定並ニ團體需要ニ指定セラレタル需要者ハ計畫性濃厚ナルコトヲ其ノ本質トスルモノナルニ依リ受註量ニ對シテハ其ノ全量ヲ申込セラル、事望マシキモ前項ノ如ク計畫性乏シキ申込混入シテ計畫化全般ノ運營ニ支障ヲ來シ居ルコトニ鑑ミ、必シモ受註量ノ全量ニ付申込セラル、事ヲ要セズ計畫性乏シキモノハ一般需要トシテ購入セラル、事ヲ希望セル次第ナリ

一般需要ハ販賣業者ノ多年ノ經驗ト統計資料ニ基ク品種別寸法別ノ希望表ニ依リ製造セラル、モノニテ販賣業者ノ在庫操作ニ依リ需要者ノ申込ニ依リ生產シタル場合ト同様ノ效果ヲ發揮スルモノニシテ然モ特定需要、團體需要ト同時ニ製造積出サレルモノナルニ依リ、希望ノ品種寸法ノ入手モ又入手ノ時期モ特定及團體需要ト同様ナルコトヲ明確ニ御認識ノ上計畫性乏シキモノハ絶對ニ申込ヲセズ一般需要トシテ御購入願度シ

三、申込方法

七、鐵鋼需給の計畫化

一二五

七、鐵鋼需給の計畫化

一二六

申込方法ハ從來通リニテ變更セザルモ左記ノ點些カ修正シタリ

尙申込表作成ニ當ツテハ弊書一七鐵統配發第五五六號ヲ以テ御通知申上タル通リ特定需要ニ於テハ擔當委託店又ハ問屋及シャー業者、團體需要ニ於テハ御希望ノ問屋及シャー業者又ハ特約店ヲ御利用ノ上記載ノ正確ヲ期セラレタシ

(イ) 特定需要

從來ハ需要者ノ希望セラル、委託店又ハ問屋ニ對シ申込明細表ヲ提出セラレ居リタル處第四・四半期以降ハ鐵鋼販賣統制會社ニ於テ特定需要者毎ニ決定セル擔當委託店又ハ御關係問屋ニ對シ提出セラル、コト

(ロ) 團體需要

申込方法ハ從來ト全然同様ナルモ需要者ガ配給ヲ希望セラル、問屋又ハ特約店ニ對シ申込明細表ヲ別ニ一通御渡シ願度シ、而シテ希望問屋又ハ特約店ハ申込數量ノ全量ニ付成可ク一店トセラレ度當該問屋又ハ特約店ガ申込品種ノ取扱ヲナサズル場合又ハ需要者ニ於テ止ムヲ得ザル事情アル場合ニ限リ一店以上ヲ希望問屋又ハ特約店トセラル、ハ差支ヘナキモ此場合ニ於テモ店數ハ極力少數トセラレ度又同一品種ノ申込ヲ分割シテ一店以上ヲ希望セラル、事ハ絶對ニ認メ

、ザルニ付特ニ御留意願度

之ハ需要者ノ希望セラル、問屋又ハ特約店ヲシテ配給ニ當ラシメル爲ナルモ問屋又ハ特約店ノ販賣比率ノ關係上變更スル場合モアルニ付御含ミ願フ

但シ線材、軌條、外輪、鋼管ニ付テハ(イ)口共、厚板ニ付テハ(ロ)ハ從來通リ處理願度シ

四、外地及圓域ノ内地加工申込方法

外地及圓域ノ内地加工ニ付テハ内地加工業者ガ特定又ハ團體需要者ナル場合ハ從來通リ内地加工業者ヲシテ申込セシメルコト

内地加工業者ガ一般需要者ノ場合ハ之ヲ團體需要トシテ取扱フ、即チ内地加工業者ノ申込明細表ヲ外地及圓域ノ需要統制團體ニテ取纏メノ上團體需要所定ノ系路ヲ以テ提出セラレ度シ

尙内地加工業者ハ此ノ際前項同様配給ヲ希望セラレル問屋又ハ特約店ニ對シ申込明細表ヲ別ニ一通御渡シ願ヒ度シ、此ノ場合モ止ムヲ得ザル場合ヲ除キ一品種ニ付一店ナルコト前項ト同様ナリ

五、引受通知

引受通知ハ左ノ通リ統一セリ

(イ) 特定需要

七、鐵鋼需給の計畫化

一二七

七、鐵鋼需給の計畫化

一一八

鐵鋼販ハ特定需要者擔當委託店ニ對シ申込明細表ニ引受ノ有無ヲ捺印ノ上送附ス
委託店ハ需要統制團體ニ右申込明細表ヲ送附スルト同時ニ需要者ニ對シ通知ス

下請受註分ニ付テハ證明書ヲ發行スベキ團體ニ申込明細表ヲ送附スルト同時ニ下請受
註者タル需要者ニ通知ス

(口) 團體需要

鐵鋼販ハ地區別品種別問屋團體ニ對シ引受ヲ通知ス

地區別品種別問屋團體ハ右ニ基キ申込明細表ニ引受ノ有無ヲ捺印シ之ヲ需要統制團體ニ通知ス
ルト同時ニ需要者へ擔當問屋又ハ特約店ヲ通ジ通知ス

下請受註分ニ付テハ證明書ヲ發行スベキ團體ニ申込明細表ヲ送附スルト同時ニ擔當問屋又ハ特
約店ヲ通ジ通知ス

大形・中形・小形區分表

品	種	小形	中形	大形
棒鋼	{丸角平 一 二 邊巾	50耗未滿 65耗以下	50耗以上 65耗超 130耗以下	100耗超 130耗超
形鋼	{山形一兩邊ノ和 溝形一高 工形一 乙形一 丁形一 球山形ハ全部大形ナリ 鋼矢板	100耗未滿 (但シ125×90ヲ含ム) 50耗以上 50耗以上 50耗以上 " "	200耗以上 (但シ125×90ヲ除ク) 100耗超 100耗以上 "	200耗超 (但シ125×90ヲ除ク) 100耗超 100耗以上 "
軌條	{輕軌條 中形軌溝 重軌條 大形軌條	20キロ未滿 (實物ハ 6k, 8k, 9k, 12k, 15k)	鐵道(實際ハ22k, 25k, 30k) 用 (32k, 37k, 40k, 50k, 60k)	鐵道(實際ハ22k, 25k, 30k) 用 (32k, 37k, 40k, 50k, 60k)
繼	目 板	輕軌條用繼目板 (6k, 8k, 9k, 12k, 15k用)	重軌條用ニシテ50k未滿用 (22k, 25k, 30k用) (32k, 37k, 40k用)	重軌條用トシテ50k以上用 (50k, 60k用)

註 超或ハ未滿ノ場合ハ其ノ數ヲ含マズ、以上或ハ以下ノ場合ハ其ノ數ヲ含ム。

七、鐵鋼需給の計畫化

一一九

品種別地區一覽表

府	縣	厚棒 鋼形 板鋼	線 材	シャー	薄 板	鍛 力	並級 縞 仕上 板、 高	鋼 珪 板素	硬 鋼 板	帶 鋼	鋼 管
栃	海	東京地區	全國一圓	全國一圓	東京地區	東京地區	東部地區	東部地區	東部地區	東京地區	東部地區
茨											
福											
新											
山											
宮											
秋											
岩											
青											
北											
樺											

滋 三 福 石 富 岐 愛 靜 長 山 神 東 埼 千 群
奈

賀 重 井 川 山 阜 知 岡 野 梨 川 京 王 葉 馬

大阪地區	地名
古	古
區屋	區屋

大阪地區	地名
古	古
區屋	區屋

大阪地區	地名
古	古
區屋	區屋

大阪地區	西部地區
古	古
區屋	區屋

大阪地區	西部地區
古	古
區屋	區屋

大阪地區	地名
古	古
區屋	區屋

大阪地區	西部地區
古	古
區屋	區屋

七、鐵鋼需給の計畫化

福山 愛德香高島廣岡鳥兵和奈大京

歌

岡口媛島川知根島山取庫山良阪都

八幡地區

一三二

朝臺沖鹿宮熊長佐大

兒

鮮灣經島崎本崎賀分

朝臺灣
鮮地區
臺
灣
地
區
大
阪
地
區

〃〃〃〃〃〃〃

朝臺灣
鮮地區
臺
灣
地
區
大
阪
地
區

〃〃〃〃〃〃〃

朝臺灣
鮮地區
臺
灣
地
區
大
阪
地
區

〃〃〃〃〃〃〃

朝臺灣
鮮地區
臺
灣
地
區
大
阪
地
區

〃〃〃〃〃〃〃

朝臺灣
鮮地區
臺
灣
地
區
大
阪
地
區

〃〃〃〃〃〃〃

朝臺灣
鮮地區
臺
灣
地
區
大
阪
地
區

〃〃〃〃〃〃〃

朝臺灣
鮮地區
臺
灣
地
區
大
阪
地
區

〃〃〃〃〃〃〃

朝臺灣
鮮地區
臺
灣
地
區
大
阪
地
區

〃〃〃〃〃〃〃

朝臺灣
鮮地區
臺
灣
地
區
大
阪
地
區

〃〃〃〃〃〃〃

特定需要及團體需要品種別引受基準表 (17. 9. 3改正)

品種	引受條件	特定需要		團體需要		備考
		引受基準數量 〔基準數量未満ノ ノル見扱〕	引受基準數量 〔基準數量未満ノ ノル見扱〕	團體需要 〔團體需要未満ノ ノル見扱〕	團體需要 〔團體需要未満ノ ノル見扱〕	
特種及形鋼 <small>〔中、大形〕</small>	一寸法付	5	一般報	5	一般報	特定需要付テハ一需要家 揚地團體需要付テハ一需要團體 團體需要ノ御申込ハ一需要程度 規格一寸法付最低500匁主 トシテ事務處理ニ基クノデ多 少異リマス
中間鋼及形鋼 <small>〔中、大形〕</small>	一寸法付	3	一般報	3	一般報	特定需要付テハ一需要家 揚地團體需要付テハ一需要團體 團體需要ノ御申込ハ一需要程度 規格一寸法付最低500匁主 トシテ事務處理ニ基クノデ多 少異リマス
厚鋼板	別紙参照					
薄鋼板	別紙参照					

高級仕上鋼板 上素鋼板 〔特殊鋼板〕	品種一寸法付 一揚地付	一般需要		一般需要		特定需要ニ以テハ一需要家 團體需要付テハ一需要團體
		1	1	1	1	
鐵力板	一寸法付 一揚地付	20	"	20	"	特定需要付テハ一需要家 團體需要付テハ一需要團體
帶鋼	一寸法平均 一寸法付	10	團體需要付 一揚地需要付	2	"	特定需要付テハ一需要家 團體需要付テハ一需要團體
瓦斯管	一寸法付 一揚地付	5	團體需要 付	0.5	"	團體需要付テハ一需要家 付

註 (1) 上記以外ノ品種ニ付テハ特ニ引受數量ニ制限ヲ設ケズ

(2) 特殊鋼板、帶鋼、瓦斯管特定需要ノ如ク寸法及揚地ノ荷揚數量兩者ニ引受條件ヲ附セルモノハ申
述ノ内課寸法ガ大々基準數量ニ合格スルト同時ニ一揚地ノ荷揚數量モ基準ニ合格スル様申込マレ
度、然ラザル場合ハ特定需要報ヲ爲サザルコトアルベシ、右ハ輸送能力ニ制限アル關係上可及的能
率輸送ヲ必要トスル爲ナリ

七、鐵鋼需給の計画化

一三六

イ、團體需要扱トスル場合

特定需要ニ於テ一需要家ノ申込廻數三〇廻ニ達セザルモノト雖モ同一需要統制團體ニ所屬スル他ノ同一條件ノ需要家申込分ト合算シ（各地區毎ニ）三〇廻以上トナル場合

ロ、一般需要扱トスル場合

（一）一需要家ノ申込廻數三十廻未滿ニシテ直送ニ適セザル場合

（二）特定需要申込中一需要家、一場地、一寸法ノ申込廻數五廻未滿ノモノ

二、團體需要申込ト雖モ左記ノ場合ハ之レヲ例外扱トシ特定需要扱及一般需要扱トス

イ、特定需要扱トスル場合

（一）一需要家ノ申込廻數三〇廻以上ニシテ直送ニ適セル場合

但一般需要扱ヲ適當トスル寸法數量ヲ含ム場合ハ之レヲ控除セル廻數ガ三〇廻以上ナルコトヲ要ス

ロ、一般需要扱トスル場合

（一）一需要統制團體ノ申込總廻數ガ（各地區毎ニ）三〇廻未滿ナル場合

（二）團體需要申込中一需要家、一地區、一寸法一廻未滿ノモノ

三、軍特別團體需要ト雖モ前項ロ、ニ該當スルモノハ一般需要扱トス

四、規格品ニ付の〇〇〇ハ前各項ニ準ジ取扱ヲ爲ス

薄板特定需要及團體需要ノ例外取扱

一、特定需要申込ト雖モ左記ノ場合ハ之ヲ例外扱トシテ團體需要扱及一般需要扱トス

（イ）團體需要扱トスル場合

特定需要申込ニシテ一需要家ノ揚地別數量一〇廻ニ達セザルモノト雖モ同一需要統制團體ニ所屬スル他ノ同一地區需要家ノ申込分ト合算シ一〇廻以上トナル場合ハ團體需要扱トス

（ロ）一般需要扱トスル場合

A、一般需要家ノ揚地別申込量一〇廻未滿ニシテ直送ニ適セザル場合ハ一般需要扱トス

B、一寸法ノ廻數一廻未滿ニシテ生產上支障アリト認メラル、場合一般需要扱トス

二、團體需要申込ト雖モ左ノ場合ハ之ヲ例外トシテ特定需要扱及一般需要扱トス

（イ）特定需要扱トスル場合

一需要家ノ揚地別數量一〇廻以上ニシテ直送ニ適スル場合ハ特定需要扱トス

（ロ）一般需要扱トスル場合

（1）一需要統制團體ノ地區別申込數量一〇廻未滿ナル場合一般需要扱トス

但シ特定需要例外扱（ロ）ニ依リ一般需要トナルベキモノニシテ該地區該需要統制團體ニ屬スルモノト合算シテ一〇廻以上トナル場合ハ團體需要扱トスルコトアルベシ

（2）一需要統制團體ノ地區別申込數量一寸法一廻未滿ナル場合

鐵鋼統制便覽 終

七、鐵鋼需給の計畫化

一三七

鐵鋼統制便覽

昭和十七年十月五日印刷
昭和十七年十月十日發行

◎ 定價 金壹圓貳拾錢

東京市板橋區練馬南町三丁目五九八七番地

編輯兼發行者 中川安行

印 刷 者 (東東西) 小西嘉三郎

印 刷 所 合名會社 不二印刷社

東京市京橋區八丁堀四丁目五番地

發 行 所 產 業 情 勢 研 究 會

振替口座東京一八三、二七六番

東京市板橋區練馬南町三丁目五九八七番地

917
380

917

360

712 N - 40.

終